



広島大学歯学部

平成二十六年度

学生便覧

広島大学歯学部



広島大学

平成 26 年度

# 学 生 便 覧

## 《『学生便覧』について》

1. この「学生便覧」は、歯学部の平成26年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです
2. 「I 教育課程」では、前半部に歯学部の教育課程の履修基準表（教養教育及び専門教育）等を掲載し、後半部に全学部に共通した教養教育に関する内容が記載しております。
3. 「II 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載しております。
4. 「III 諸規則」では、学部生に必要な歯学部の規則等を記載しております。
5. 卒業するまで、この『学生便覧』に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遗漏なく各自の履修計画をたててください。

### ☆注 意 事 項☆

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかったために思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

1. 履修登録期間の掲示
2. 新入生（4月入学）に対する掲示→4月末まで
3. 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡



広島大学学章

緑の色地は更生する清新な生命を代表し、中央の学章はフェニックスの葉を図案化したものである。

これは、エジプト神話にてくる靈鳥フェニックスが、500年生きるとその巣に火をつけ、自分の身を焼き灰の中から新たな命をもって蘇えるといわれる不死鳥であることになぞらえ、原子爆弾で廃墟となった広島市に新たに生まれた本学を象徴した。

# **広島大学の理念**

---

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

## **歯学部の理念と目標**

---

### **1) 理念**

1. 高度な医療技術と学識、豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

### **2) 目標**

1. 幅広い教養と豊かな人間性、協調性を備え、国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来、歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち、国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

## 広島大学歌

一

光あり  
遠き山なみ　輝きて  
新たなる日は　ひらけたり  
ああわれら　はてなき空に　かたちなす  
まこと　真をぞ　きはめん望みなり

二

流あり  
古き歴史は　七筋に  
わかれてとはに　伝へたり  
ああわれら　移らふ時に　かはらざる  
よ　善きをこそ　努めん集ひなり

三

緑あり  
つよき不死の樹　廣ごりて  
葉末は風に　そよぎたり  
ああわれら　明るき道に　影しるす  
は　美しきもの　求めん願ひなり

## 広島大学学期区分

前 期	
期 間	区 分
4月1日～4月8日	春 季 休 業
4月9日～7月31日	授 業
8月1日～9月30日	夏 季 休 業
後 期	
期 間	区 分
10月1日～12月23日	授 業
11月5日	創 立 記 念 日
12月24日～1月7日	冬 季 休 業
1月8日～2月11日	授 業
2月12日～3月31日	学 年 末 休 業

## 授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8 : 45 ~ 9 : 30
2	9 : 30 ~ 10 : 15
3	10 : 30 ~ 11 : 15
4	11 : 15 ~ 12 : 00
5	12 : 50 ~ 13 : 35
6	13 : 35 ~ 14 : 20
7	14 : 35 ~ 15 : 20
8	15 : 20 ~ 16 : 05
9	16 : 20 ~ 17 : 05
10	17 : 05 ~ 17 : 50

# 目 次

- ・学生便覧について
- ・注意事項
- ・広島大学の理念
- ・歯学部の理念と目標
- ・広島大学歌
- ・広島大学学期区分
- ・授業時間

## I 教育課程

1 教育科目履修基準について	
・教養教育科目履修基準表（歯学部教育課程表（別表第1））	課程 1
・専門教育科目履修基準表（歯学部教育課程表（別表第2））	課程 4
・広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について	課程 11
・広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い	課程 13
・広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について	課程 14
・養護教諭一種免許状取得に必要な履修科目（口腔保健学専攻）	課程 16
・広島大学歯学部細則第18条に基づく追試験及び再試験の取扱い	課程 17
・広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱い	課程 20
・広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い	課程 21
・外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	課程 22
・領域科目・基盤科目の特別試験について	課程 23
・歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目的受講について	課程 24
・学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて	課程 25
・学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて	課程 26
・歯学部期末試験実施要項	課程 27
・期末試験等における不正行為の取扱いについて	課程 28
・共用試験（歯学CBT及び歯学OSCE）の成績の取扱いに関する申合せ	課程 29
2 教養教育について	教養 1～51
3 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について	ハイプロ 1～27

## II 教務・学生生活関係

1 諸手続等について	教學 1
2 学業成績の送付について	教學 2
3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について	教學 2
4 学生生活注意事項	教學 3
5 国家試験について	教學 6

### III 諸規則

1	広島大学通則	規則 1
2	広島大学歯学部細則	規則 18
3	広島大学学生交流規則	規則 23
4	広島大学学位規則	規則 27
5	広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 34
6	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 42
7	広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 46
8	広島大学科目等履修生規則	規則 51
9	広島大学研究生規則	規則 55
	広島大学研究生規則歯学部取扱内規	規則 59
10	広島大学外国人研究生規則	規則 60
11	広島大学学生表彰規則	規則 63
	広島大学歯学部学生表彰内規	規則 65
12	広島大学学生懲戒指針	規則 66
13	広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	規則 71
14	広島大学学生生活に関する規則	規則 73
15	広島大学学生証取扱細則	規則 75
16	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 78
17	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則 80
18	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則 82
19	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 86
20	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する規則	規則 89
21	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則 94
22	広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則 102
23	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則 109
24	学業成績評価の取扱いについて	規則 112
25	気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	規則 114
26	広島大学霞地区体育館使用細則	規則 115
27	広島大学歯学部学生自治会会則	規則 118

### IV 教員・配置図

1	歯学部授業担当教員	その他 1
2	霞地区建物配置図（歯学部建物内配置図含む）	その他 5

## I 教育課程

### 1 教育科目履修基準等について

## 歯学部教育課程表(別表第1)

〈歯学科 歯学プログラム〉

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)
教養教育科目	教養ゼミ 教養アドバイス科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1セメ
		平和科目	2		2	選択必修	1又は2セメ
		パッケージ別科目	6	選択したパッケージから	2	選択必修	1又は2セメ
	英語 (注2) 外国语科目 共通科目	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	必修	1セメ 2セメ
		コミュニケーションI	2	コミュニケーションIA コミュニケーションIB	1 1	必修	1セメ
		コミュニケーションII	2	コミュニケーションIIA コミュニケーションIIB	1 1	必修	2セメ
		コミュニケーションIII	2	コミュニケーションIII A コミュニケーションIII B コミュニケーションIII C	1 1 1	選択必修	3又は4セメ
		上記3科目から2科目					
		初修外国语 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国语Iから2科目 ベーシック外国语IIから2科目	1 1	選択必修	1セメ 2セメ
		情報科目	2	情報活用基礎 情報活用演習	2 2	選択必修 (注3)	1セメ 2セメ
		領域科目	2 4	全身の健康と口腔科学 (注4)	2 1又は2	必修 選択必修	2セメ 1又は2セメ
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	1又は2セメ
	基礎科目		12 16 4	物理学実験法・同実験 化学実験法・同実験 生物学実験法・同実験 有機化学 一般化学 細胞科学	2 2 2 2 2 2	必修	2セメ 1セメ 2セメ 2セメ 1セメ 2セメ
				一般物理学 (注5)	2		1セメ
				初修化学 (注6)	2		1セメ
				初修生物学 (注7)	2		1セメ
				微分積分通論 (注8) (注9)	2		1セメ
				基礎微分積分学 (注9)	2	選択必修	1セメ
				線形代数通論 (注8) (注10)	2		2セメ
				基礎線形代数学 (注10)	2		2セメ
				基礎物理学I (注11)	2		1セメ
				基礎物理学II A	2		2セメ
計		48					

注1：記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかつた場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（8単位）に代えることが可能である。また、外国语技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国语技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：「情報活用基礎」を履修すること。この単位を修得できなかつた場合のみ、2セメで「情報活用演習」を履修できる。

注4：人文科学領域、社会科学領域、複合領域、外国语領域、キャリア教育領域のうちから選択すること。なお、要修得単位数4単位のうち2単位分については、卒業要件を超えて修得したパッケージ別科目の単位で代替えすることができる。

注5：高等学校で物理を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注6：高等学校で化学を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注7：高等学校で生物を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注8：高等学校で数学IIIを履修していない者のみ選択できる。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注9：微分積分通論を履修した者は、基礎微分積分学を履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注10：線形代数通論を履修した者は、基礎線形代数学を履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注11：注5から注8に該当する者は、必ず歯学部学生支援室へ相談すること。

〈口腔健康科学科 口腔保健学プログラム〉

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)		
教養コア科目	教養ゼミ		2	教養ゼミ	2	必修	1セメ		
	平和科目		2		2	選択必修	1又は2セメ		
	パッケージ別科目		6	選択したパッケージから	2	選択必修	1又は2セメ		
	外国語科目	英語(注2)	2	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	必修	1セメ 2セメ		
			2	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	1 1	必修	1セメ		
			2	コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	1 1	必修	2セメ		
			2	コミュニケーションⅢA コミュニケーションⅢB コミュニケーションⅢC	1 1 1	選択必修	3又は4セメ		
			上記3科目から2科目						
		共通科目	0	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	自由選択	1セメ		
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		2セメ		
教養教育科目	情報科目		2	情報活用基礎 情報活用演習	2 2	選択必修(注3)	1セメ 2セメ		
	領域科目		12	全身の健康と口腔科学 心理学A 心理学B 心と行動の科学 脳と行動の科学	2 2 2 2 2	必修 選択必修	2セメ 1セメ 2セメ 2セメ 2セメ		
	(0)生物の世界			(注4)	2	自由選択	1セメ		
	6上記以外の領域科目から			(注5)	1又は2	選択必修	1又は2セメ		
	健健康スポーツ科目				1又は2	選択必修	1又は2セメ		
	基盤科目			生物学実験法・同実験 初修生物学 細胞科学 化学実験法・同実験 初修化学 有機化学 一般化学	2 2 2 2 2 2	選択必修(注4)(注6)	1セメ 1セメ 2セメ 1セメ 1セメ 2セメ		
				物理学実験法・同実験 基礎物理学Ⅰ 基礎物理学ⅡA 一般物理学 物理学概説A 物理学概説B	2 2 2 2 2 2	選択必修(注6)	2セメ 1セメ 2セメ 1セメ 1セメ 2セメ		
				2 医療従事者のための心理学	2	必修	1セメ		
	計		40						

注1：記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（8単位）に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定期制度もある。

詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定期の取扱いについて」を参照すること。

注3：「情報活用基礎」を履修すること。この単位を修得できなかった場合のみ、2セメで「情報活用演習」を履修できる。

注4：領域科目の「生物の世界」の単位を修得した場合、基盤科目の生物の科目群（選択必修2単位）に代替えができる。

注5：人文科学領域、社会科学領域、複合領域、外国語領域、キャリア教育領域のうちから選択すること。なお、要修得単位数6単位のうち

4単位分については、卒業要件を超えて修得したパッケージ別科目の単位で代替えができる。

注6：これら生物に関する科目群、化学に関する科目群、物理に関する科目群の3つのグループの中から2つを選択し、それぞれ1科目ずつ履修すること。

注7：高等学校で生物を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注8：高等学校で化学を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注9：高等学校で物理を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注10：養護教諭の免許を取得しようとする者は、「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を参照すること。

注11：注7から注9に該当する者は、必ず歯学部学生支援室へ相談すること。

〈口腔健康科学科 口腔工学プログラム〉

区分	科目区分		要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)
教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1セメ	
	平和科目	2		2	選択必修	1又は2セメ	
	パッケージ別科目	6	選択したパッケージから	2	選択必修	1又は2セメ	
	英語(注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ コミュニケーション基礎Ⅱ	1 1	必修	1セメ 2セメ
		コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA コミュニケーションⅠB	1 1	必修	1セメ
		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA コミュニケーションⅡB	1 1	必修	2セメ
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA コミュニケーションⅢB コミュニケーションⅢC	1 1 1	選択必修	3又は4セメ
		上記3科目から2科目					
		初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目 ベーシック外国語Ⅱから2科目	1 1	選択必修	1セメ 2セメ
		情報科目	2	情報活用基礎 情報活用演習	2 2	選択必修 (注3)	1セメ 2セメ
		領域科目	2	全身の健康と口腔科学	2	必修	2セメ
			2	心理学A 心理学B	2 2	選択必修 (注4)	1セメ 2セメ
			その他の領域科目から		1又は2		1又は2セメ
			(0)	生物の世界 (注5)	2	自由選択	1セメ
教養教育科目	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	1又は2セメ	
	基盤科目	10	生物学実験法・同実験	2	選択必修	1セメ	
			初修生物学 (注7)	2	(注5)	1セメ	
			細胞科学	2	(注6)	2セメ	
			化学実験法・同実験	2		1セメ	
			初修化学 (注8)	2		1セメ	
			有機化学	2		2セメ	
			一般化学	2		1セメ	
			物理学実験法・同実験	2		2セメ	
			基礎物理学I 基礎物理学II A	2 2		1セメ 2セメ	
			一般物理学 (注9)	2		1セメ	
			2 基礎微分積分学又は微分積分通論 (注10)	2	必修	1セメ	
			2 基礎線形代数学又は線形代数通論 (注11)	2	必修	2セメ	
			2 統計学A その他の基盤科目から1科目	2	選択必修 (注12)	1セメ 2セメ	
計		40					

注1：記載しているセメスターは標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「マルチメディア英語演習」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（8単位）に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。

詳細については、「学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国语技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：「情報活用基礎」を履修すること。この単位を修得できなかった場合のみ、2セメで「情報活用演習」を履修できる。

注4：人文科学領域、社会科学領域、複合領域、外国语領域、キャリア教育領域のうちから選択すること。なお、卒業要件を超えて修得したパッケージ別科目の単位で代替えができる。

注5：領域科目の「生物の世界」の単位を修得した場合、基盤科目の生物の科目群（選択必修2単位）に代替えができる。

注6：これら生物に関する科目群、化学に関する科目群、物理に関する科目群の3つのグループの中から2つ選択し、それぞれ1科目ずつ履修すること。

注7：高等学校で生物を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注8：高等学校で化学を履修していない者は必修とする。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注9：高等学校で物理を履修していない者は履修できる。他の者は履修しても卒業に必要な単位に含めない。

注10：高等学校で数学IIIを履修した者は基礎微分積分学の単位を、履修していない者は微分積分通論の単位を修得すること。

注11：高等学校で数学IIIを履修した者は基礎線形代数学の単位を、履修していない者は線形代数通論の単位を修得すること。

注12：「統計学A」を履修すること。この単位を修得できなかった場合のみ、その他の基盤科目で代替えができる。

注13：注7から注11に該当する者は、必ず歯学部学生支援室へ相談すること。

## 歯学部教育課程表(別表第2)

### 〈歯学科 歯学プログラム〉

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数									備考
			2 3	3 4	4 5	5 6	6 7	7 8	8 9	9 10	10 11	
歯学 学 科	専門基礎科目 I	◎医科歯科分子生物学 ○人類遺伝学 ○放射線生物学 ○医療倫理学 ○臨床心理学	2 2 2 1 1	2 2 2 1 1								原医研担当 医学科と合同授業、原医研担当 医学科と合同授業、原医研担当 口腔健康科学科と合同授業、 一般非常勤講師 口腔健康科学科と合同授業、 非常勤講師
	専門基礎科目 II	◎対人コミュニケーション論 ◎医療コミュニケーション基礎論 ◎医学統計学 ◎歯学研究特論 ◎国際歯科医学特論	1 1 1 3 1	1 1 1 3 1								口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業、 一般非常勤講師
	生命科学系	◎口腔解剖学 ◎口腔組織学 ◎解剖学・発生学 ◎口腔生理学 ◎口腔生化学 ◎微生物学 ◎歯科薬理学 ◎口腔病理学 ◎免疫学	2 2 2 3 3 3 3 4 2	2 2 2 3 1 1 3 4 2								
	生命実習系基	◎組織学基礎実習 ◎解剖学基礎実習 ◎口腔機能学基礎実習 ◎口腔微生物学基礎実習 ◎口腔病理学基礎実習	1 2 2 1 1	1 2 2 1 1								
	社会基礎実習科目	◎歯科理工学 ◎歯科理工学基礎実習	3 1	3 1								
	口腔診断治療学系	◎衛生学・公衆衛生学 ◎口腔衛生学 ◎衛生行政 ◎社会福祉学 ◎衛生学・口腔衛生学実習	1 2 1 1 1	1 2 1 1 1								口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業
	口腔科	◎保存修復学 ◎歯科放射線学 ◎義歯補綴学 ◎補綴学 ◎歯内・歯周療法学 ◎歯科矯正学 ◎小児歯科 ◎口腔外科 ◎顎外科学 ◎歯科麻酔学	3 2 3 3 4 3 3 3 3 2	3 2 2 2 2 2 1 2 1 2								
	総合臨床系	◎医療情報処理学 ◎総合歯科医学 ◎顎機能学 ◎口腔インプラント学 ◎診断・検査学 ◎歯科医療安全学 ◎障害者歯科学 ◎成人・高齢者歯科学 ◎摂食・嚥下リハビリテーション学 ◎特別別科目	2 3 2 2 2 1 1 2 1 2	2 1 1 2 2 1 2 2 1 2								口腔健康科学科と合同授業
	口腔実習基	◎保存修復学基礎実習 ◎歯科放射線学基礎演習 ◎無歯顎補綴治療学実習 ◎歯冠補綴治療学実習 ◎部分無歯顎補綴治療学実習 ◎歯列補綴治療学実習 ◎歯内・歯周療法学基礎実習	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1								

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数										備考	
			2		3		4		5		6			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
歯学 コア プログラ ム	学口 系腔 基診 基礎 実治 習療	◎ 頸口腔医学基礎実習 ◎ 歯科麻酔学基礎演習 ◎ 歯科矯正学基礎実習 ◎ 小児歯科学基礎実習	2					2						
	バイオ 育成 科目シ タル	◎ スタートアップコースワーク ◎ 専門コースワーク ◎ 実践専門英語演習		1				1					口腔健康科学科と合同授業	
	歯 学 プロ グラ ム	◎ 内科学 I ◎ 内科学 II ◎ 外科学 I ◎ 外科学 II ◎ 眼科学 ◎ 耳鼻咽喉科学 ◎ 皮膚科学 ◎ 精神科学 ◎ 小児科学 ◎ 救急医学		2						2			医学部教員	
	科 目 選 択 自由 目	局所解剖学実習	1				1						口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業 口腔健康科学科と合同授業	
最先 端 歯 学 研 究 演 習	歯 学 研 究 演 習	◎ 硬組織代謝生物学演習 ◎ 口腔細胞生物学演習 ◎ 口腔生理学演習 ◎ 生体分子機能学演習 ◎ 口腔顎顔面病理解剖学演習 ◎ 細胞分子薬理学演習 ◎ 細菌学演習 ◎ 生体材料学演習 ◎ 粘膜免疫学演習	1		この中から4単位選択			1						
	歯 学 研 究 実 習	◎ 硬組織代謝生物学実習 ◎ 口腔細胞生物学実習 ◎ 口腔生理学実習 ◎ 生体分子機能学実習 ◎ 口腔顎顔面病理解剖学実習 ◎ 細胞分子薬理学実習 ◎ 細菌学実習 ◎ 生体材料学実習 ◎ 粘膜免疫学実習	12					2	6	4				
	臨床 実習科目	◎ 臨床見学演習・実習 ◎ 臨床実習(予備実習含む)	5	1			2		2					
	研究コース小計(臨床実習を除く)		22											
	研究コース合計		144	20	21	20	20	17	25	26	1		研究コースの単位数(バイオデンタル教育を含む、選択科目は除く。)	
	臨床 歯 科 医 学 プロ グラ ム 科 目	◎ 口腔機能修復学特論 ◎ 応用口腔医学特論 ◎ 頸口腔医学特論 ◎ 咬合発達育成学特論	1			1								
	臨 床 応 用 演 習 ・ 実 習	◎ 健康増進歯学演習・実習 ◎ 歯科補綴学演習・実習 ◎ 歯科臨床英語 ◎ 先端歯科補綴学演習・実習 ◎ 歯周病態学演習・実習 ◎ 分子口腔医学・顎顔面外科学演習・実習 ◎ 口腔外科学演習・実習 ◎ 雷射歯科医学・雷射静脈凝固 ◎ 歯科矯正学演習・実習 ◎ 小児歯科学演習・実習 ◎ 臨床歯科医学総合演習	1			1								
	臨床 実習科目	◎ 臨床見学演習・実習 ◎ 臨床実習(予備実習含む)	22				2					22		
臨床コース小計(臨床実習を除く)			144	20	21	20	18	19	22	29	1		臨床コースの単位数(バイオデンタル教育を含む、選択科目は除く。)	
臨床コース合計			172	41	40	42							52	

(注) ◎は必修科目、○は選択必修科目を示す。

**歯学プログラム 卒業要件単位数 220単位以上**

教養教育科目		専門教育科目	
教養コア科目		歯学プログラムコア科目	
教養ゼミ	2単位	専門基礎科目 I, II	13 単位以上
平和科目	2単位	生命科学系科目	24 単位以上
パッケージ科目	6単位	生命科学系基礎実習	7 単位以上
共通科目		材料学系科目・同基礎実習	4 単位以上
外国語科目		社会歯学系科目・同基礎実習	6 単位以上
英語	8単位	口腔診断治療学系基礎実習	29 単位以上
初修外国語	4単位	総合臨床系科目	18 单位以上
情報科目	2単位	口腔診断治療学系基礎実習	12 単位以上
領域科目	6単位	バイオデンタル教育科目	3 単位以上
健康スポーツ科目	2単位	医学系科目	13 単位以上
基盤科目	16単位	最先端歯学研究プログラム科目	
		歯学研究演習	4 单位以上
		歯学研究実習	12 单位以上
教養教育科目小計 48単位以上		臨床歯科医学プログラム科目	
		臨床応用特論	4 单位以上
		臨床応用演習・実習	12 单位以上
専門教育科目小計		臨床実習科目	
		臨床見学演習・実習	5 单位以上
		臨床実習（予備実習含む）	22 单位以上
			172 单位以上

〈口腔健康科学科 口腔保健学プログラム〉

区分 科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考
			1 1 2		2 2 4		3 1 5 6		4 2 7 8		
専門基礎科目目	◎ 系統解剖学	2	2								
	◎ 口腔解剖学	2		2							
	◎ 口腔解剖学演習	1			1						
	◎ 組織学・口腔組織学	2			2						
	◎ 生理学・口腔生理学	2		2							
	◎ 病理学・口腔病理学	2			2						
	◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2						
	◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2						
	◎ 免疫学	1			1						
	◎ 基礎オーラルサイエンス実習	1			1						
	◎ 口腔衛生学	2			2						
	◎ 衛生学・口腔衛生学実習	1				1					
	◎ 歯科衛生統計	1					1				
	◎ 衛生行政	1					1				
	◎ 衛生学・公衆衛生学	1		1							
	◎ 対人コミュニケーション論	1				1					
	◎ 医療コミュニケーション基礎論	1				1					
	◎ 臨床心理学	1					1				
	◎ 社会福祉学	1					1				
	◎ 医療倫理学	1						1			
	◎ 総合医科学	2					2				
	◎ 基礎栄養生化学	2			2						
	◎ 栄養指導学演習（食品学を含む）	1						1			
専門科目目	◎ 口腔保健学概論	1	1								
	◎ 口腔保健学臨床概論	1	1								
	◎ 臨床歯科学概論	1		1							
	◎ 発達期系歯科学	2				1	1				
	◎ 修復系歯科学	1			1						
	◎ 保存系歯科学	2				2					
	◎ 補綴系歯科学	2				2					
	◎ 外科系歯科学	2				2					
	◎ 歯科放射線学	1				1					
	◎ 障害者歯科学	1					1				
	◎ 成人・高齢者歯科学	2					2				
	◎ 歯科材料学	1			1						
	◎ 歯科麻醉学	1				1					
	◎ 歯科医療管理学示説A	1				1					
	◎ 歯科医療管理学示説B	1					1				
	◎ チーム歯科医療学	1			1						
	◎ チーム歯科医療学実習I	1					1				
	◎ チーム歯科医療学実習II	1						1			
	◎ チーム歯科医療学実習III	1							1		
	◎ 健康社会学	1							1		
	◎ 口腔保健教育学	1					1				
	◎ 口腔保健行動学演習A	1					1				
	◎ 口腔保健行動学演習B	1						1			
	◎ 口腔保健行動学実習I	1				1					
	◎ 口腔保健行動学実習II	1					1				
	◎ 口腔保健行動学実習III	1						1			
	◎ 医療情報処理学	2					2				
	◎ 口腔保健管理学実習I	1				1					
	◎ 口腔保健管理学実習II	1					1				
	◎ 口腔保健管理学実習III	1						1			
	◎ 口腔保健管理学実習IV	1							1		
	◎ 口腔保健カウンセリング実習	1							1		
	◎ 学校歯科保健教育論	1						1			
	◎ リハビリテーション概論	1						1			
	◎ 摂食・嚥下障害学	1						1			
	◎ 口腔リハビリテーション学実習	1							1		
	◎ 看護学I	1				1					
	◎ 看護学II	2					2				
	◎ 看護学III	2						2			

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考
				1 1	2 2	3 3	4 4	5 5	6 6	7 7	8 8	
専門教育科	専門科目	看護学演習	1			1						
		基礎看護学臨床実習（養護教諭）	1						1			
		養護概説	2					2				
		健康新談	1						1			
		学校保健演習	2						2			
		小児科学	1					1				
		精神科学	1					1				
		精神保健学	1					1				
		④ スポーツ歯科・頸関節症保健学	1					1				
		歯科臨床教育学	1						1			
		⑤ 口腔保健衛生学臨床・臨地実習	20						5	9	6	
		口腔保健管理学臨床実習	5							1	4	
		⑥ 卒業研究	3						1	1	1	
	バイオデンタル教育科目	合計	105	4	6	24	22	22	10	10	7	選択科目は除く。

(注) ④は必修科目を示す。

#### 口腔保健学プログラム 卒業要件単位数 145単位以上

教養教育科目	専門教育科目
教養コア科目	専門基礎科目
教養ゼミ	専門科目
平和科目	バイオデンタル教育科目
パッケージ科目	3単位以上
共通科目	
外国語科目	
英語	8単位
情報科目	2単位
領域科目	12単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	6単位
教養教育科目小計	40単位以上
専門教育科目小計	105単位以上

**〈口腔健康科学科 口腔工学プログラム〉**

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考	
				1		2		3		4			
				1 2	3 4	5 6	7 8	9 10	11 12	9 10	11 12		
専門基礎科目	専門基礎科目	◎ 系統解剖学	2	2									
		◎ 口腔解剖学	2		2								
		◎ 口腔解剖学実習	2			1	1						
		◎ 頸口腔機能学	2			2							
		◎ 頸口腔機能学実習	1			1							
		◎ 基礎生体材料学	2		2								
		◎ 基礎歯学概論	2		2								
		◎ 生理学・口腔生理学	2		2								
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2							
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2							
		免疫学	1			1							
		口腔衛生学	2			2							
	専門教育科目	◎ 歯科衛生統計	1					1					
		総合医科学	2					2					
		◎ 医療倫理学	1					1					
		◎ 基礎栄養生化学	2			2							
		◎ 外科系歯科学	2						2				
		◎ 保存系歯科学	2						2				
		◎ チーム歯科医療学	1					1					
		◎ 障害者歯科学	1					1					
		◎ 成人・高齢者歯科学	2					2					
		◎ 関係法規（社会保障制度を含む）	1							1			
		◎ 歯科医療管理学示説B	1					1					
		◎ 医療情報処理学	2				2						
専門科目	専門科目	歯科臨床教育学	1						1				
		◎ スポーツ歯科・頸関節症保健学	1					1					
		◎ 応用生体材料学（品質管理学を含む）	2			2							
		◎ 生体材料学実習	1			1							
		◎ 応用生体材料学実習	1							1			
		◎ 精密铸造学	2			2							
		◎ 精密铸造学実習	1				1						
		◎ CADシステム工学	1		1								
		◎ 医療システム工学	1					1					
		◎ 情報システム工学実習	1			1							
		◎ CADシステム工学実習	1						1				
		◎ 口腔工学概論	2			2							
	バイオデンタル教育科目	◎ ME機器学	1				1						
		◎ ME機器学実習	1						1				
		◎ 小児歯科学	2					2					
		◎ 小児歯科学実習	1						1				
		◎ 矯正歯科学	2						2				
		◎ 矯正歯科学実習	1					1					
		◎ 歯冠修復保健工学	4		1	2	1						
		◎ 歯冠修復保健工学実習	8			1	2	2	2	1			
		◎ 有床義歯保健工学	4		2	2							
		◎ 有床義歯保健工学実習	8			2	2	2	1	1			
		◎ 審美歯科学	1				1						
		◎ メディカルデザイン工学実習	1							1			
		◎ オーラルプロセス工学実習	1							1			
		◎ 口腔保健工学臨床的実習	9						1	4	1		
		◎ 卒業研究	5						2	2	4		
夏季特別実習			1					1					
バイオデンタル教育科目		◎スタートアップコースワーク	1				1						
		◎専門コースワーク	1						1				
		◎実践専門英語演習	1					1					
合計			101	6	8	26	11	20	13	9	8	選択科目を除く。	

(注) ◎は必修科目を示す。

**口腔工学プログラム 卒業要件単位数 141単位以上**

教養コア科目	専門教育科目	
教養ゼミ	2単位	専門基礎科目
平和科目	2単位	専門科目
パッケージ科目	6単位	バイオデンタル教育科目
共通科目		3単位以上
外国語科目		
英語	8単位	
初修外国語	4単位	
情報科目	2単位	
領域科目	4単位	
健康スポーツ科目	2単位	
基盤科目	10単位	
教養教育科目小計	40単位以上	専門教育科目小計
		101単位以上

# 広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

改正 平成 18.3.6・18.3.20・20.3.6・21.2.5・23.3.3・24.3.8・26.3.19

広島大学歯学部細則第 20 条に基づく歯学科の履修方法の取扱い

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第 2 学年第 3 セメスターの授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める卒業要件単位数 48 単位のうち、第 2 セメスターまでに少なくとも次の単位を修得しなければ、第 3 セメスターの専門教育科目の授業科目を履修することができない。

## ○教養コア科目

教養ゼミ	2 単位
平和科目	2 単位
パッケージ別科目	6 単位

## ○共通科目

外国語科目	7 単位 (コミュニケーション基礎を含まない英語 4 単位及び初修外国語 4 単位の合計 8 単位のうちから)
情報科目	2 単位
領域科目、健康スポーツ科目	4 単位 (領域科目 : パッケージ別科目の代替を含む)

## ○基盤科目

必修科目	12 単位
選択必修科目	4 単位
合 計	39 単位

なお、残りの卒業要件単位については、第 4 学年第 8 セメスター終了までに単位を修得しなければ第 9 セメスターから始まる臨床実習(予備実習を含む。)を履修することができない。

また、卒業要件単位 48 単位のうち、第 1 学年第 1 セメスターで履修できる教養教育の単位数は、最大 27 単位(健康スポーツ科目を含む場合は、29 単位)とする。

追試験、特別試験については、学生便覧の「教養教育について」の取扱いによる。

3 第 3 学年から第 6 学年の授業科目の履修について

第 2 学年から第 5 学年の学生は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)で定める各学年で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合、次学年の授業科目を履修することができない。

但し、各学年において試験を受けて単位を修得できなかった科目が2科目以内の場合は、次の「4」に掲げる科目を除き、学年末に特別試験を行う。特別試験に合格した場合は次学年の授業科目の履修を認める。

#### 4 特別試験について

特別試験は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)で定める科目のうち、専門基礎科目Ⅰ、医学系科目及び特別科目については行わない。なお、特別試験を受けた科目の成績評価は可または不可とする。

#### 5 その他

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

(略)

附 則 (平成26.3.19一部改正)

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

# 広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い

平成 21 年 3 月 5 日

学部長決済

改正 平成 21.3.5・23.3.19

## 広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決済）第 4 条第 3 項に基づき、広島大学歯学部歯学科学生の教育コース決定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 3 年次前期に教育コース配属説明会及び教育コース決定のためのアンケート調査を実施する。
- 3 本人の志望をもとに歯学部長室会議において人数調整を行い、教授会の承認を得て教育コースを決定する。
- 4 決定した教育コースは、9 月中に学生へ通知する。教育コース決定後のコース変更は原則として認めない。
- 5 4 年次前期に最先端歯学研究コースの学生について配属研究室決定のためのアンケート調査を実施する。
- 6 配属希望者が各研究室の受入限度数を超える場合は、本人の志望をもとに歯学部長室会議において人数調整を行う。
- 7 最先端歯学研究コースの学生の研究室配属は 4 年次前期からとする。

(略)

附 則（平成 23.3.19 一部改正）

この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

# 広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

改正 平成 18.3.6・18.3.20・21.3.19・23.3.19・25.1.10・26.3.6

広島大学歯学部細則第 20 条に基づく口腔健康科学科の履修方法の取扱い

1. この扱いは、広島大学歯学部細則第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 第 2 学年の授業科目の履修について

(1) 広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1）に定める卒業要件単位数 40 単位のうち、総合科目（2 単位）及び第 3、第 4 セメスター開講の科目（2 単位あるいは 4 単位）以外で未修得の科目のある者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。

ただし、不合格科目が 2 科目以内で、第 2 学年以降に履修の見込みがあると認めた場合は、第 2 学年の授業科目の履修を許可することがある。

(2) 広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1 及び別表第 2）で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 1 学年末で未修得の者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。

## 3. 第 3 学年の授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1 及び別表第 2）で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 2 学年末で未修得の者は、第 3 学年の授業科目を履修することができない。

なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。

## 4. 「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」、「基礎看護学臨床実習（養護教諭）」の履修について

第 3 学年の第 5 セメスターまでに所定の単位（広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 1 及び別表第 2））を未修得の者は、第 6 セメスターから始まる「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」、「基礎看護学臨床実習（養護教諭）」を履修することができない。

## 5. 第 4 学年の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 2）に定める第 3 学年までに修得すべき授業科目の単位を未修得の者は、第 4 学年の「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」又は「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。

## 6. 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員（兼担教員を含む。）の指導によるものとする。

## 7. 特別試験について

この取り扱い 2 及び 3 により次学年の授業科目の履修を許可した場合、広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 2）の授業科目のうち当該不合格科目について、前期末（原則 9 月上旬のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。なお、第 5 セメスターの科目については、特別試験を行わない。

## 8. その他

広島大学歯学部細則教育課程表（別表第 2）の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

(略)

附 則（平成 26.3.6 一部改正）

この取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 養護教諭一種免許取得に必要な履修科目

(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目区分		授業科目	単位数	必要単位数	履修セメスター	開講キャンパス
教養教育科目	情報科目	情報活用基礎	2	2	1セメ	東広島
		又は				
	領域科目	情報活用演習	2	2		東広島又は東千田（後期）
		日本国憲法	2			
	健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	2	1又は2セメ	東広島
		又は				
		スポーツ実習A	1			
		スポーツ実習B	1			
専門教育科目	教職に関する科目	教職入門	2	2	3・4セメ 又は 5・6セメ	奇数年は霞、偶数年は東千田
		教育の思想と原理	2	2		奇数年は霞、偶数年は東千田
		児童・青年期発達論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞
		教育と社会・制度	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞
		教育課程論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞
		教育方法・技術論	2	2		奇数年は霞、偶数年は東千田
		道徳教育指導法	2	2		奇数年に霞で開講
		特別活動指導法	2	2		偶数年に東千田で開講
		生徒・進路指導論	2	2		奇数年に霞で開講
		教育相談	2	2		奇数年は東千田、偶数年は霞
		養護実習指導論	1	5	6・7セメ	霞（歯学部）で開講
		養護実習	4		7セメ	広島大学の附属学校で実習
	専門科目	教職実践演習（養護教諭）	2	2	8セメ	霞（歯学部）で開講
		看護学演習	1	1	4セメ	
		養護概説	2	2	5セメ	
		精神科学	1	1	5セメ	
		精神保健学	1	1	5セメ	
		小児科学	1	1	5セメ	
		基礎看護学臨床実習（養護教諭）	1	1	6セメ	霞（歯学部）で開講

1. 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生で、養護教諭免許の単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目、専門教育科目）の必修科目に加えて、上記科目を履修しなければならない。
2. 「教職に関する科目」については、霞キャンパスでは口腔健康科学科生用の集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の集中講義で開講する。
3. 教職実践演習（養護教諭）（8セメスター集中授業）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で養護実習の単位を修得していること。

# 広島大学歯学部細則第18条に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い

平成 19 年 1 月 11 日

学部長決裁

改正 平成 20. 9. 11・25. 1. 10

広島大学歯学部細則第 18 条に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い

1 この取り扱いは、広島大学歯学部細則（平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁）第 18 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 追試験について

追試験の受験回数は 1 回とし、当該学生が受けられることができなかった事由が消滅した後、所定の追試験願い届出書をすみやかに学部長に届け出ること。届出があったものに対しては、追試験を行うことがある。追試験が認められた場合、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日（ただし、次のセメスター開始まで）について定め、実施するものとする。

なお、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とする。

## 3 再試験について

再試験の受験回数は原則として 1 回とし、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日について定め、あらかじめ歯学部長室会議で定めた期日までに行うものとする。

なお、再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、可及び不可の 2 段階とする。

## 4 再試験及び追試験に対する追試験について

再試験及び追試験に対する追試験は行わない。

ただし、再試験及び追試験実施日に、広島大学歯学部細則 第 18 条 4 項に記載する事項が成立する場合は認めがある（実施手続きは上記 2 項に準ずる）。

## 5 試験期間について

科目試験（定期試験）は、次の期間に行う。

原則、講義最終日の翌週まで

追試験・再試験は、次の期間に行う。

前期：原則 8 月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

後期：原則 2 月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

## 6 特別試験について

広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合は、特別試験を行う。

歯学科においては、学年末（原則3月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に行う。

口腔健康科学科においては、第2学年、第3学年の前期末（原則9月上旬のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に行う。

特別試験の実施については、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

(略)

附 則（平成25.1.10 一部改正）

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

## 科目（定期）試験等に対する追試験願い届出書

広島大学歯学部細則 第18条4,5項に基づく追試験の届出書。学生便覧の記載法に従い記載すること。

学籍番号	氏名	
追試験対象科目	科目試験実施日	担当教員名
		教員確認印
		印
		印
		印
		印
追試験願い届出理由書(本人記載)		
添付書類(添付した書類該当欄に□を記入すること)		
<input type="checkbox"/> 医師の診断書等		<input type="checkbox"/> その他(本人以外が発行する理由書)
私は、科目（定期）試験を上記理由により欠席致しま（す／した）。つきましては、追試験願い届出書を提出致します。なお記載事項に相違はございません。		
年 月 日		
学科		専攻
学籍番号 <u>                        </u> <u>                        </u> 自署 <u>                        </u> 印		
歯学部学生支援室受理日	年 月 日	学生支援室確認 <u>                        </u> 印
歯学部長室会議審議日	年 月 日	歯学部長 確認 <u>                        </u> 印
追試験届出があった上記の者について追試験を（認める／認めない）。		
実施する場合、広島大学歯学部細則 第18条4,5項及び関連附則等に基づいて行う。		
年 月 日		
廣島大学歯学部長		印

# 広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

平成17年3月20日

学部長決裁

改正 平成18.3.20・20.3.6・23.3.19・26.3.6

広島大学歯学部細則第14条に基づく歯学科における既修得単位等の認定の取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
  - (1) 教養コア科目 0 単位
  - (2) 共通科目
    - 外国語科目 10 単位以内
      - 英 語 6 単位以内(コミュニケーションⅢの科目を除く。)
      - 初修外国語 4 単位以内
    - 情報科目 2 単位以内
    - 領域科目 4 単位以内
    - 健康スポーツ科目 2 単位以内
  - (3) 基盤科目 16 単位以内
  - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、教養ゼミ2単位、平和科目2単位、パッケージ別科目6単位及びコミュニケーションⅢ2単位を認定できる。

(略)

附 則(平成26.3.6 一部改正)

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

# 広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

平成17年3月20日

学部長決裁

改正 平成18.3.20・21.3.19・23.3.19・26.3.6

広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)第14条第2項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 1年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。
  - (1) 教養コア科目 0単位
  - (2) 共通科目
    - 外国語科目 6単位以内(口腔工学プログラムは10単位)
    - 英語 6単位以内(コミュニケーションⅢの科目を除く。)
    - 初修外国語(口腔工学プログラム) 4単位以内
    - 情報科目 2単位以内
    - 領域科目(口腔保健学プログラム) 10単位以内
      - (口腔工学プログラム) 2単位
    - 健康スポーツ科目 2単位以内
  - (3) 基盤科目(口腔保健学プログラム) 4単位以内
    - (口腔工学プログラム) 10単位以内
  - (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、教養ゼミ2単位、平和科目2単位、パッケージ別科目6単位及びコミュニケーションⅢ2単位を認定できる。

(略)

附 則(平成26.3.6一部改正)

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

# 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

平成 12 年 9 月 14 日 (広島大学歯学部制定)

## (趣旨)

第 1 条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学(私費の場合も含む。) した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (外国の研修機関)

第 2 条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

## (単位認定の手続)

第 3 条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後 1 月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願い出るものとする。

## (単位の認定)

第 4 条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。

2 認定できる単位数は、4 単位までとする。

## (研修の総時間数)

第 5 条 研修の総時間数は、最低 30 時間を満たさなくてはならない。

## 附 則

この内規は、平成 12 年 9 月 14 日から施行する。

# 領域科目・基盤科目の特別試験について

平成23年6月21日  
教養教育本部長決裁

## 1 趣旨

学年進行により修学場所が東広島キャンパスから霞キャンパスに移る医学部、歯学部及び薬学部の学生の負担を軽減するため、1・2セメスターに東広島キャンパスで履修する教養教育科目(領域科目及び基盤科目で、授業の方法が講義のものに限る。)のうち必修指定のものについて、1回に限り、再履修の特例として特別試験を行う。

## 2 対象者・受験資格

特別試験の対象者は、次に掲げる学部・学科に所属する学生で当該学部が指定するもののうち、それぞれに示す必修指定科目の試験を受けた結果、単位を修得できなかった科目が2セメスター終了時点で2科目以内のものとする。

### (1) 医学部医学科

初修物理学（基）, 初修化学（基）, 初修生物学（基）, 細胞科学（基）,  
医療従事者のための心理学（基）

### (2) 医学部保健学科看護学専攻

脳と行動の科学（領）, 細胞科学（基）

### (3) 医学部保健学科理学療法学専攻

脳と行動の科学（領）, 統計学B（基）, 医療従事者のための心理学（基）

### (4) 医学部保健学科作業療法学専攻

統計学B（基）, 医療従事者のための心理学（基）

### (5) 歯学部歯学科

全身の健康と口腔科学（領）, 一般物理学（基）, 初修化学（基）, 一般化学（基）,  
有機化学（基）, 初修生物学（基）, 細胞科学（基）

### (6) 歯学部口腔健康科学科口腔保健学専攻

全身の健康と口腔科学（領）, 一般物理学（基）, 初修化学（基）, 初修生物学  
(基), 医療従事者のための心理学（基）

### (7) 歯学部口腔健康科学科口腔工学専攻

全身の健康と口腔科学（領）, 微分積分通論（基）, 線形代数通論（基）, 基礎微分  
積分学（基）, 基礎線形代数学（基）, 初修化学（基）, 初修生物学（基）

### (8) 薬学部薬学科

脳と行動の科学（領）, 心と行動の科学（領）, 初修物理学（基）, 初修化学（基）,  
初修生物学（基）, 統計学B（基）, 医療従事者のための心理学（基）

### (9) 薬学部薬科学科

脳と行動の科学（領）, 初修物理学（基）, 初修化学（基）, 初修生物学（基）,  
統計学B（基）

## 3 実施時期・成績評価

- (1) 実施時期は、2セメスターの3月とする。
- (2) 特別試験による成績の評価は、「可」又は「不可」とする。

## 4 その他

上記で対応できない事案については、その都度教養教育本部が決定する。

## 5 適用

この取扱いは、平成26年度入学生から適用する。

(注)(平成25年3月12日 一部改正)

この改正は、平成25年4月1日から適用する。

(注)(平成26年2月18日 一部改正)

この改正は、平成26年4月1日から適用する。

## 歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

平成23年4月1日  
副学長（教育・研究担当）決裁

対象学部・学科		夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯に開設する授業科目	備 考
		外 国 語 科 目	外 国 語 科 目 以 外 の 教 養 教 育 科 目		
歯 学 部	全 学 科 1 年 次 生	不 可	不 可	可	
	歯 学 科 2 年 次 生 以 上	可	可	可	
	口腔健康科学科 2 年 次 生 以 上	可	可	可	

(注1) 可は、当該科目を受講できることを示す。

(注2) 転学部生については、2年次生と同じ扱いとする。

(注3) 学生への指示（ガイダンス）は当該学部で行う。

(注4) 平成23年度入学生から適用する。

## 学生の課外活動に関する授業及び試験の取扱いについて

平成19年6月14日  
学部長決裁

### 学生の課外活動に関する授業及び試験の取扱いについて

- 第1 課外活動のため、専門教育科目の授業又は試験の欠席を許可することがある。
- 第2 授業又は試験を欠席しようとする学生は、当該課外活動の顧問教員又はチューターの許可を得たうえで、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）に事前にその旨を申し出る。
- 第3 担当教員は、申し出に基づき当該学生の欠席の可否について判断する。ただし、実習科目については、原則として欠席を認めない。
- 第4 担当教員から欠席の許可を得た当該学生は、医歯薬保健学研究科等学生支援グループに関係書類を添付のうえ、欠席届を事前に提出するものとする。
- 第5 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により出席扱いとすることができる。
- 第6 試験の欠席を認めた場合は、追試験により対処する。
- 第7 当該学生は、欠席の理由となった課外活動の終了後、速やかにその活動概要について医歯薬保健学研究科等学生支援グループへ報告する。
- 第8 課外活動のための授業及び試験の日時変更は、原則として行わない。
- 第9 本取扱いに関する事務は、医歯薬保健学研究科等学生支援グループで処理する。

#### 附 則

- 1 この取扱いは、平成19年6月14日から施行する。
- 2 課外活動にかかる欠席届の取扱いについて（申合せ 平成15年1月16日付）は廃止する。

#### 附 則（平成24年3月19日 一部改正）

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

## 学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

平成 19 年 7 月 12 日  
学部長決裁

### 学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

- 第 1 学部学生が、教育活動の一環として学会等に出席する場合は、この取り扱いによるものとする。
- 第 2 指導教員は当該学生を引率し、裁量権をもつ公的資金で当該学生の交通費及び宿泊費を負担するものとする。
- 第 3 原則として当該学生本人が筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限り、授業の欠席を許可することがある。
- 第 4 第 3において授業を欠席させる場合は、指導教員が欠席する授業の担当教員に事前にその旨を説明し、内諾を得るものとする。
- 第 5 欠席が認められた場合は、当該学生が医歯薬保健学研究科等学生支援グループに関係書類を添付して、事前に欠席届を提出するものとする。
- 第 6 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により、授業の担当教員の判断で出席扱いとすることができる。
- 第 7 授業を欠席した場合は、学会等終了後速やかに、当該学生が関係書類を添えて医歯薬保健学研究科等学生支援グループに報告書を提出するものとする。
- 第 8 本取扱いに関する事務は、医歯薬保健学研究科等学生支援グループで処理する。

### 附 則

この取扱いは、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日 一部改正）

この取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

# 歯学部期末試験実施要項

平成 20 年 9 月 11 日

学部長室会議

## 1. 試験期日について

試験は、原則として学期末に行うものとする。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行うことができるものとする。

## 2. 試験実施について

- (1) 学生証を机上に置いて受験すること。

学生証を持参していない場合は受験できないので、学生係で受験証明書を発行してもらうこと。

- (2) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行うものとする。

- (3) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した場合は、受験を認めない。

- (4) 試験開始後 30 分経過するまでは、退室できない。

- (5) 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできない。

- (6) 試験時間中は、他の受験者に迷惑のかからないようにすること。

## 3. 試験監督者について

- (1) 原則として当該授業担当教官が監督を行うものとする。

- (2) 受験者の数に応じ、適宜試験監督者を定めて監督を行うものとする。

## 4. 不正行為について

- (1) 期末試験において不正行為を行った場合は、今期履修している全ての専門的教育科目の評価を「不可」とするとともに、広島大学学生懲戒指針（平成 11 年 5 月 11 日制定）に基づき懲戒処分を行う。

- (2) 不正行為の疑義がある場合は、複数の監督者で確認する。確認の結果、不正行為と判断される場合は、その受験者の受験を直ちに取り止めさせ、退出させるものとする。

- (3) 監督者は、試験終了後、受験者本人との間で不正行為にかかる事実関係を確認するものとする。その際、当該授業科目の担当教官は必ずこの作業に加わるものとする。

- (4) 監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の態様・時間及び監督者の取った措置等を作成（以下「確認書」という。）し、当該受験者に確認させた上で署名させるものとする。

- (5) 当該授業科目の担当教官は、当該不正行為について、確認書により歯学部長室会議へ報告するものとする。

- (6) 歯学部長室会議において不正行為が確認された場合は、当該学生の当該期に受講している全ての専門的授業科目の評価を不可とする。

附 則（平成 20.9.11 一部改正）

この申合せは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

## 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

### 期末試験等における不正行為の取扱いについて

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
  - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

# 共用試験（歯学 CBT 及び歯学 OSCE）の成績の取扱いに関する申合せ

平成 25 年 11 月 14 日

学部長決裁

改正 平成 20.9.11 平成 24.4.12 平成 25.11.14

共用試験（歯学 CBT 及び歯学 OSCE）の成績の取扱いに関する申合せ

- 1 共用試験（歯学 CBT（以下「CBT」という。）及び歯学 OSCE（以下「OSCE」という。））の成績の取扱については、この申合せによる。
- 2 CBT 本試験又は再試験の総合得点が満点の 70%以上かつ OSCE の総合得点が満点の 60%以上の成績を得た学生については、臨床実習への参加を認める。
- 3 CBT 本試験の総合得点が満点の 70%未満の学生は、CBT 再試験を受験する。
- 4 CBT 本試験及び再試験の総合得点がいずれも満点の 65%未満の学生については、臨床実習への参加を認めない。
- 5 CBT 本試験又は再試験の総合得点が満点の 65%以上 70%未満の学生には、正答率 70%未満の教育内容について、歯学部長室会議が適当と認めた研究室が、臨床実習開始前までにモデル・コア・カリキュラムに沿った試験を行う。試験の内容については、試験を行う研究室が責任を持つ。
- 6 OSCE の総合得点が満点の 60%未満の学生には、得点が 60%未満の OSCE 課題について、歯学部長室会議が適当と認めた研究室が、臨床実習開始前までにモデル・コア・カリキュラムに沿った再教育を行う。再教育の内容については、教育を行う研究室が責任を持つ。
- 7 上記の 5 又は 6 を行った研究室は、臨床実習開始前までに試験又は再教育の結果として進学可または不可について歯学部長室会議に報告する。歯学部長室会議はこの報告を基に当該学生の臨床実習参加の可否を決定し、教授会の承認を得る。
- 8 上記によりがたい場合は、その都度歯学部長室会議で対応を協議し、教授会の承認を得る。

## 附 則

この申合せは、平成 18 年 2 月 9 日から施行する。

附 則（平成 20.9.11 一部改正）

この申合せは、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24.4.12 一部改正）

この申合せは、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（平成 25.11.14 一部改正）

この申合せは、平成 25 年 11 月 14 日から施行する。

## II 教務・学生活動関係

# 1 諸手続等について

## (1) 諸願・届の手続きについて

### ① 休学願

病気その他の理由により3ヵ月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付けをさかのぼり処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し早めに願い出るよう留意してください。

なお、病気等の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

### ② 欠席届

病気その他の理由により授業を欠席する場合は、欠席届を提出して授業担当教員の承認を得てください。

なお、病気等の理由による場合は、必ず医師の診断書又は領収書（コピー可）を添付してください。

### ③ 復学願

休学期間内に休学の必要がなくなって出席する場合は、復学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。休学理由が解消されたことを示す証明書（病気の場合は医師の診断書）を添付してください。

### ④ 退学願

退学する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。

### ⑤ その他

改姓等が生じた場合は、届け出を提出してください。詳しくは、学生支援室（歯学部担当）に問合せてください。

## (2) 各種証明書の交付について

卒業証明書、単位取得見込証明書、単位取得証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援室（歯学部担当）に請求してください。

在学証明書、卒業見込証明書、学業成績証明書、学割証及び健康診断書（定期健康診断受診者のみ）については、証明書自動発行機（各学部に設置）により取得してください。

## (3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、学生支援室（歯学部担当）の窓口で履修の仕方について相談してください。

## (4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

規則82～85ページを参照のうえ、学生支援室（歯学部担当）に相談してください。

## 2 学業成績の送付について

本学では、平成16年度入学生から学部学生のご父母等（特に送付を要しない旨の申し出があった父  
母等を除く）に対して、毎学年度終了後単位修得状況をお知らせすることとしています。

送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっています  
ので、転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は、速やかに届け出てください。

## 3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、学生支援室（歯学部担当、または学生生  
活担当）の窓口へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ通報すると  
ともに、必ず、チューター及び学生支援室（歯学部担当、または学生生活担当）へ届け出てください。

連絡先：〒734-8553 広島市南区霞1丁目2-3

広島大学医歯薬保健学研究科等学生支援室（歯学部担当）

電話（082）257-5613、5614 夜間、休日等の緊急時（082）257-5709

E-mail: bimes-gaku@office.hiroshima-u.ac.jp

ここに自分のチューターの氏名と連絡先を記入して今後の参考にして下さい。

チューター（指導教員）氏名	連絡先
	(TEL)

## 4 学生活注意事項

### ① 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールームの使用については、次の各項を守ってください。

- (1) 室内は常に清潔整頓に心がけてください。
- (2) 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- (3) 2学年進学時に割り振られたロッカーは最終学年修了時に、学生支援室（歯学部担当）に返却してください。

### ② アルバイトについて

アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。

- (1) 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。
- (2) 深夜作業ならびに危険をともなうアルバイトは避けてください。
- (3) アルバイトの時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をつくるようにしてください。

### ③ 諸手続について

- 1 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援室（歯学部担当）にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付には、2千円必要です。
- 2 住所届は、第1、2学年始めに学生支援室（歯学部担当）に提出し、異動の場合はその都度提出してください。
- 3 毎年4～5月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援室（歯学部担当）に届け出てその指示を受けてください。
- 4 学部内施設を使用するために学部長の許可を受けるときは、学部内施設使用願を3日前までに学生支援室（歯学部担当）に提出してください。

なお、学部内施設の管理又は警備の任にある係員が、必要に応じ使用中の施設内に入りすることがあります。

- 5 学長への願い出、届け出については、広島大学学生生活に関する規則によることとします。

- 6 霞キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められていません。

なお、詳しくは、学生支援室（歯学部担当）へお尋ねください。

### ④ 各クラス役員

自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならない役員は次のとおりです。

- (1) 学生評議員（クラス代表）
- (2) アルバム委員
- (3) 試験委員

### ⑤ オフィスアワーについて

講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しており、基本的には在室しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用して下さい。

### ⑥ 父母等が死亡した場合の連絡について

大学在籍中に、父母、配偶者又は子が死亡した場合は、学部長名の弔電を発信するため次に掲げる場所に連絡してください。また、別表の届出を学生支援室（歯学部担当）へ提出してください。

- (1) 月曜日から金曜日(8:30~17:15)  
医歯薬保健学研究科等 学生支援グループ 電話 (082) 257-5613, 5614
- (2) 月曜日から金曜日(17:15~8:30)  
広島大学医学部管理室 電話 (082) 257-5091
- (3) 土曜日、日曜日及び祝日(12月29日~1月3日を含む)  
広島大学医学部管理室 電話 (082) 257-5091

広島大学歯学部に在籍する学生の父母、配偶者又は子が死亡した場合の届出 (別表)

平成 年 月 日

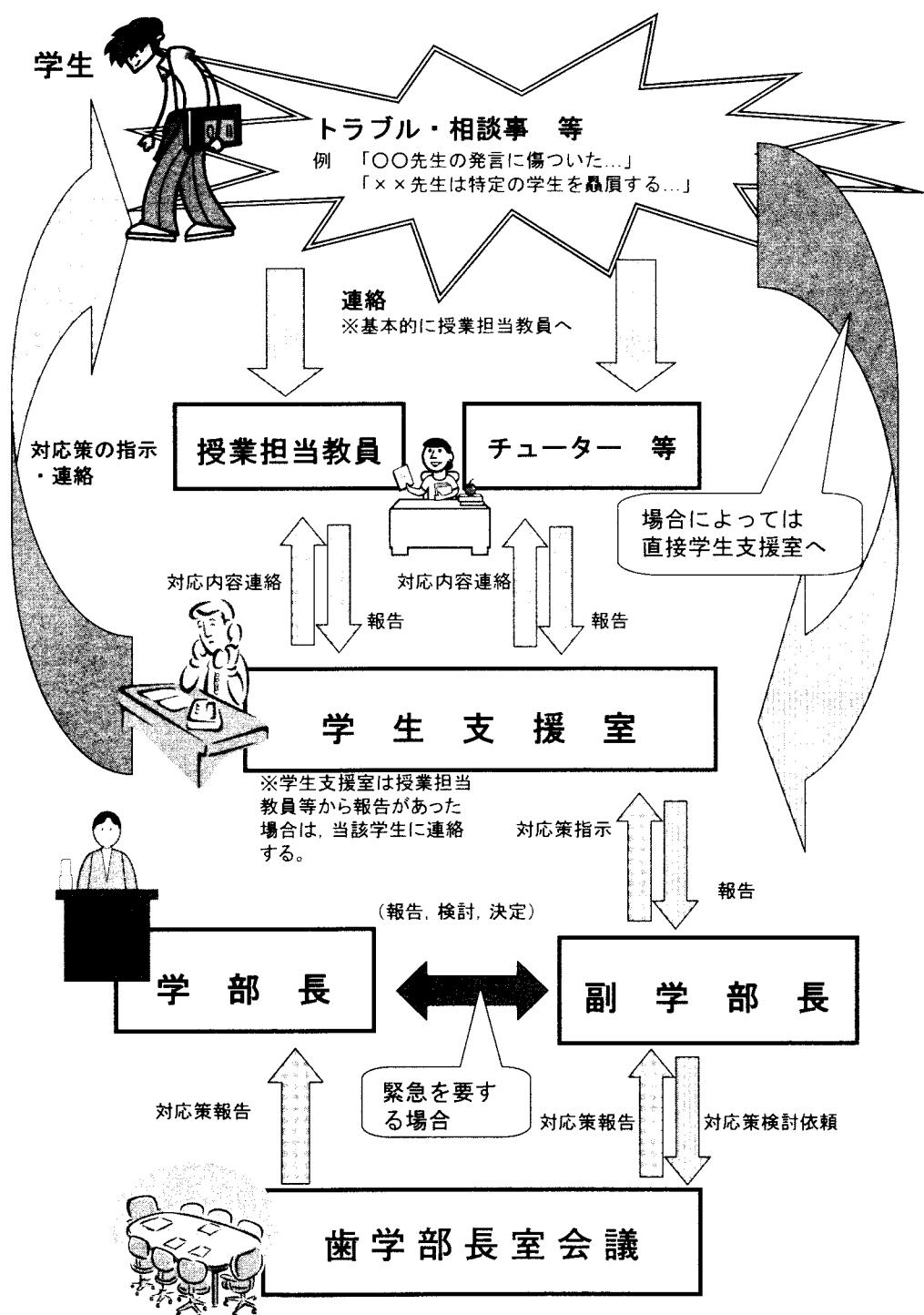
学 生 番 号					
ふ り が な 学 生 氏 名				学生の連絡先 (携帯電話等)	
ふ り が な 死 亡 者 氏 名		(続柄)(年齢 歳)			
死 亡	日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
	原 因				
葬 儀	日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分			
	場 所	TEL			
	ふ り が な 喪主(続柄)	( )			
備 考					

## ⑦授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について

本学部の授業（講義・実習）において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等（以下トラブル等といいます）があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接学生支援室へ相談することもできます。

学生支援室は、副学部長や歯学部長室会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

## 授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について



## 5 国家試験について

### 1 歯科医師法（抄）

#### （総則）

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

#### （免許）

第2条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならぬ。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

#### （試験）

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口こう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（第16条の2第1項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- 2 （省略）
- 3 （省略）

### 2 歯科医師法施行規則（抄）

#### （免許）

第1条 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「法」という。）第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の2 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

#### （試験）

第12条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験（以下「予備試験」という。）を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第13条 国家試験を受けようとする者は、受験願書（第3号書式）に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 法第11条第1号に該当する者であるときは、卒業証明書
- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 写真（手札形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽正面で撮影したもので、その裏面に（シ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

第16条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として18,900円を納めなければならない。

- 2 (省略)

第17条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第18条 合格証書を破り、よごし又は失った者は、合格証明書の交付を出願することができる。

- 2 前項の規定によって合格証明書の交付を出願する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

※歯科医師法施行規則第13条中、「受験願書（第3号書式）」は省略

### 3 歯科衛生士法（抄）

#### （総 則）

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

#### （歯科衛生士の定義と業務）

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

- 1 薬露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
- 2 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 3 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができます。
- 3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

（附則 第2条に規定する業務を行う男子については、この法律の規定を準用する。）

#### （免 許）

第3条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

#### （欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務（歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第6条第3項及び第8条第1項において「業務」という。）に関し犯罪又は不正の行為があった者

3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

#### (試験)

第10条 試験は歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第11条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少くとも1回これを行う。

### 4 歯科技工士法（抄）

#### (この法律の目的)

第1条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるよう規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

#### (免許)

第3条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

#### (欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

1 歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があった者

2 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

3 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

#### (試験の目的)

第11条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

### III 諸規則

# 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

## 広島大学通則

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条—第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条—第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条—第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条—第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条—第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条—第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条—第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条—第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科

医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。  
(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。  
3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月 1 日から 4月 8 日まで
- (4) 夏季休業 8月 1 日から 9月 30 日まで
- (5) 冬季休業 12月 24 日から翌年 1月 7 日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 17,000 円(夜間主コースにあっては 10,000 円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。
- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出した者
  - (2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出した者
  - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出した者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願い出した者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
  - 3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学生制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
  - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。

以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 休学及び退学

(休学)

- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
  - 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
  - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
  - 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
  - 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第6章 転学部、転学科及び転学

### (転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### (転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

### (転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会において行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

## 第7章 賞罰及び除籍

### (表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

### (懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

### (除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

## 第8章 卒業及び学位の授与

### (卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上、薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。
  - (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位、薬学部薬学科にあっては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
  - (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては128単位、薬学部薬学科にあっては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

### (早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

### (卒業証書及び学位の授与)

第46条 学部において卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 授業料

### (授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における

残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
  - 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
  - 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
    - (1) 特別の事情により期の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者  
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
    - (2) 学年の中途で卒業する者  
月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
    - (3) 月割分納を許可された者  
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
    - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者  
許可の取消し、又は猶予期間満了日の属する月の末日
  - 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
  - 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
  - 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。  
(授業料の免除及び徴収猶予)
- 第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 11 章 厚生施設等

#### (厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

#### (雑則)

第 56 条 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部の並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2, 350	610	1, 130	9, 905
平成 22 年度	117	237	2, 357	627	1, 147	9, 960
平成 23 年度	117	237	2, 357	644	1, 164	10, 015
平成 24 年度	117	237	2, 357	661	1, 181	10, 032
平成 25 年度	120	240	2, 357	681	1, 201	10, 049
平成 26 年度	120	240	2, 357	701	1, 221	10, 066
平成 27 年度	120	240	2, 357	711	1, 231	10, 073
平成 28 年度	120	240	2, 357	714	1, 234	10, 073
平成 29 年度	120	240	2, 357	717	1, 237	10, 073
平成 30 年度	115	235	2, 352	715	1, 235	10, 068
平成 31 年度	115	235	2, 352	710	1, 230	10, 063
平成 32 年度				695	1, 215	10, 051
平成 33 年度				680	1, 200	10, 039
平成 34 年度				665	1, 185	10, 027
平成 35 年度				650	1, 170	10, 015
平成 36 年度				640	1, 160	10, 008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
		総計	歯学科	歯学部計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

#### 附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表(第 3 条関係)

##### 収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科 昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180

		計	180	20	760
経済学部	経済学科	昼間コース	150	10	620
		夜間主コース	60	10	260
		計	210	20	880
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科		47	10	188
			66		264
			59		236
			34		136
			24		96
	計		230	10	940
医学部	医学科 保健学科		105		630
			120	20	520
		計	225	20	1,150
歯学部	歯学科 口腔健康科学科		53		318
			40		160
	計		93		478
薬学部	薬学科 薬科学科		38		228
			22		88
		計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)		105	10	420
			135		540
			115		460
			135		540
	計		490	10	1,980
	生物生産学科		90	10	380
		計	90	10	380
総 計			2,343	100	9,964

# 広島大学歯学部細則

平成 16 年 7 月 28 日

学部長決裁

## 広島大学歯学部細則

### (趣旨)

第 1 条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 23 年 2 月 15 日規則第 3 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

### (学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

#### 歯学科

##### 口腔健康科学科

###### 口腔保健学専攻

###### 口腔工学専攻

### (教育研究上の目的)

第 2 条の 2 歯学科では、歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育むために 2 コース制(最先端歯学研究コース及び臨床歯科医学コース)教育を実施する。最先端歯学研究コースでは、国際社会で活躍できる歯科医学・医療の教育者・研究者を目指す人材を育成し、臨床歯科医学コースでは先端歯科医療の知識と技術を身に付け、地域医療においてリーダーシップをとることのできる臨床歯科医師を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻では、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻では、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

### (口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第 2 条の 3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

- (1) 口腔保健学専攻 20人
  - (2) 口腔工学専攻 20人
- (コース)

第3条 歯学科に次のコースを置く。

- 最先端歯学研究コース
  - 臨床歯科医学コース
- (コースの決定)

第4条 歯学科の学生は、前条第1項に掲げるコースのうち、いずれかの一つを専攻するものとする。

2 前項のコースの決定時期は、第3年次とする。

3 決定の方法については、別に定める。

(教育課程)

第5条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。

- 歯学プログラム
- 口腔保健学プログラム
- 口腔工学プログラム

3 歯学プログラムの中に、次の専門プログラムを置く。

- 最先端歯学研究プログラム
- 臨床歯科医学プログラム

4 最先端歯学研究コースを専攻する学生は最先端歯学研究プログラムを、臨床歯科医学コースを専攻する学生は臨床歯科医学プログラムを、それぞれ履修しなければならない。  
(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

4 前2項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。

(履修手続)

第7条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第8条 歯学科の学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

第10条 他学部の学生が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第 11 条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 12 条 1 年次に卒業要件単位として修得することができる教養教育科目的単位数は、歯学科の学生にあっては 46 単位、口腔健康科学科の学生にあっては 36 単位を上限とする。  
(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 13 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目的単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目的単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(既修得単位等の認定)

第 14 条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成 16 年 4 月 1 日）副学長（教育・学生担当）決裁) 第 2 条第 1 項の規定に基づき定める第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教授会の議を経て認めることができる。

3 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の 6 月 30 日までに学部長に申請しなければならない。

(教育課程の修了)

第 15 条 教育課程の修了の認定は、所定の試験に合格し、別表第 1 及び別表第 2 に規定する単位を修得した者について行う。

(単位の授与)

第 16 条 授業科目を履修した者には、科目毎に定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第 17 条 各授業科目的単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、養護教諭の免許状取得に係る授業科目の一部については、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技は、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(科目試験)

第 18 条 科目試験は、それぞれの授業科目（臨床実習を含む。）について行う。

2 科目試験の方法及び期日については、当該授業担当教員が定め、原則として 2 週間前までに発表する。

3 授業実施時数の 3 分の 2 以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続をした上でその欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合

は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

- 4 試験当日病気その他の事故で科目試験を受けることができない者は事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて速やかに学部長へ届け出なければならない。
- 5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。
- 6 科目試験の得点が満点の 60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

(成績評価基準の明示及び平均評価点)

第 19 条 授業科目の成績評価は、授業担当教員が定め、シラバス(授業計画)に明示するものとする。

- 2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点(GPA : Grade Point Average)をもって評価する。

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{登録単位数} \times 4} \times 100$$

第 20 条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

- 2 前項の所定の単位数については、別に定める。

(教員免許)

第 21 条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び同法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

- 2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第 22 条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第 23 条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

- 2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第 24 条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第 25 条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得

なければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第27条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第28条 本学部に通則第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、教育課程を修了した者は、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

(雑則)

第29条 この細則に定めるものほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会が定める。

(略)

附 則(平成 23.3.19 一部改正)

1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24.3.8 一部改正)

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学歯学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25.1.10 一部改正)

1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

## 広島大学学生交流規則

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 雜則(第 19 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

- 2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。
- 3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
  - (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
  - (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

## 第2章 派遣学生

### (取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

- 2 前項の大学間協議は、学部にあっては学部の教授会、研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。
- 3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

### (出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- 2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

### (派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

- 2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

### (履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

### (在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

### (履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

### (授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，派遣の許可を取り消すことがある。

### 第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

### 第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。
  - (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
  - (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

#### 第4章 雜則

(雑則)

第19条 この規則に定めるものほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

#### 附 則(平成23年5月17日規則第86号)

この規則は、平成23年5月17日から施行する。

# 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

## 広島大学学位規則

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条—第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 雜則(第 15 条—第 17 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に關し必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

##### (学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試験に合格したときにも授与する。

##### (専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

#### 第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

##### (博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適當と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。  
(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。  
(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。
- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位授与前に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雜則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
  - (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
  - 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。  
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第102号)  
この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学

	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

割印	第号
卒業証書 学位記	
氏名	
年月日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め 学士(「専攻分野」)の学位を授与する	
年月日	
広島大学〇〇学部長	印
広島大学長	印

別記様式第2号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(大学院の課程(博士課程リーダー育成プログラム及び専門職学位課程を除く。)を修了した場合)

割  
印

第 号

学位記

氏名

年 月 日 生

修士課程

博士課程前期

本学大学院○○研究科○○専攻の 博士課程 を修了したので修(博)士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年 月 日

広島大学 印

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

割  
印

第 号

学位記

氏名

年 月 日 生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程(○○プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年 月 日

広島大学 印

# 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

## 広島大学授業料等免除及び猶予規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

### (経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
  - (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
  - (2) その他学長が必要と認める書類
- 第3条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
  - (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
  - (1) 4月入学者 当該年度の8月末日
  - (2) 10月入学者 当該年度の2月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
  - (1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)
  - (2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
- (3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
- (4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
  - (2) 行方不明の場合
  - (3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
  - (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、

広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

#### 附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

入 学 料 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

※ 学 部  
研究科  
専攻  
専攻科

※ 学科・類( 系)  
※ 修士・博士前期・博士後期・博士  
※ 専門職学位

入学年月 平成 年 月 ※ 入学・編入学  
フリ ガ ナ  
氏 名 受験番号

平成 年度入学料の免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。  
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

入学料徴収猶予申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

※ 学 部

研究科

専攻

専攻科

入学年月 平成 年 月

※ 学科・課程・類( 系)

※ 修士・博士前期・博士後期・博士

※ 専門職学位

※ 入学・編入学

フリガナ

氏 名

受験番号

平成 年度入学料の徴収猶予を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお、記載事項は事実と相違ありません。

(申請をするに至った理由)

授業料免除申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部 ※ 学科・課程・類( 系)  
研究科 ※ 修士・博士前期・博士後期・博士  
専攻 ※ 専門職学位  
専攻科

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年  
フリガナ  
氏名 学生番号

平成 年度 期分の授業料免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

休 学 歴	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他( )
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他( )
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他( )

授業料月割分納許可申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部 ※ 学科・課程・類( 系)  
研究科 ※ 修士・博士前期・博士後期・博士  
専攻 ※ 専門職学位  
専攻科

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年  
フリガナ  
氏名 学生番号

平成 年度 期分の授業料月割分納を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。  
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(月割分納申請をするに至った理由)

## 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

### 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関する必要な事項を定めるものとする。

#### (認定単位数等)

第2条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

- 2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。
- 3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

#### (手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

既修得単位等認定願

平成 年 月 日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏名 印

広島大学通則第31条

の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

広島大学大学院規則第36条

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名、学修した講習名等	区分	授業科目

- (注)1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。  
2 区分欄には、広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。  
3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして  
単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名、学修した講習名等						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

# 広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

## 広島大学転学部の取扱いに関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

### (公示)

第3条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1月 10 日までに各学部の選考方法等を公示するものとする。

### (手続)

第4条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチーフターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチーフターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

### (選考方法)

第5条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

### (許可の時期)

第6条 転学部の許可の時期は、4月 1 日とする。

### (配属年次)

第7条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

### (在学年限)

第8条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

### (転学部の制限)

第9条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることはできない。

## 附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 20 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

チューター印

広島大学長 殿

転学部願

学部

学生番号

氏名

年 月 日生

私こと、下記のとおり転学部したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

転学部希望日

平成 年4月1日

希望学部

学部

学科・類

専攻・コース

プログラム

理由(詳細)

平成 年 月 日

本人氏名

父母等氏名

現住所

(注) 1. 「父母等氏名」は、父母又はこれに代わる者とすること。

電話

外国人留学生は、日本国内に在住する者とすること。

2. 「氏名」欄及び「本人氏名」欄は、必ず願出者本人が自署し、「父母等氏名」欄は必ず父母等本人が自署すること。

## 調査書

学生番号					
ふりがな					
氏名					男女 年月日生
所属	学部		学科・類	専攻・コース プログラム	
志望	学部		学科・類	専攻・コース プログラム	
入学前の学歴	高等学校 昭和・平成 年 月卒業		所在地	都道府県	市郡
			所在地	都道府県	市郡
			所在地	都道府県	市郡
在学中の異動(休学・改姓等)	事項	期間	事由		
父母等	氏名			続柄	
	住所	(〒 ) TEL ( )			
趣味特技					
総合所見	チューター氏名 印				

入 学 試 験 成 績										
選抜の種類				成績順位				受験番号		
一般選抜(前期日程・後期日程) 広島大学AO選抜 (総合評価方式—I型, II型, III型) (フェニックス方式) (対象別評価方式)				人中 位						
試 験	国 語	地 歴	公 民	数 学	理 科	外 国 語	実 技	小論文総合問題面接	合計点	調査書評定平均値
大学入試センター試験										
一般選抜										
広 島 大 学 AO 選 抜	第 1 次 選 考				第 2 次 選 考					

- (注) 1 広島大学AO選抜の第1次選考及び第2次選考の欄については、審査内容、評価等を記入すること。  
 2 この調査書には、本学での学業成績表を添付すること。

# 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

## 広島大学科目等履修生規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

### (履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

### (入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあっては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

### (出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生許可願(別記様式)
  - (2) 履歴書
  - (3) 最終学校の卒業証明書
  - (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書
  - (5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し
- 2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

### (入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。
- 3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

### (履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

別記様式(第4条第1項関係)

年　月　日

広島大学長 殿

ふりがな  
氏　名  
生年月日 年　月　日生  
(印)

科 目 等 履 修 生 許 可 願

貴学科目等履修生として下記のとおり履修したいので、御許可願います。

記

最終卒業学校						
現職						
履修希望学部名 又は研究科名						
履修期間	自 至	年 年	月 月	日 日		
履修理由						
授業科目	単位数	前・後 通年の 別	単位認定の 要・不要	承諾印	履修証明プログラム履修生としての履修の有無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
同一年度における他の学部又は研究科での履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は学部名又は研究科名 [ ] 同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合はプログラム名 [ ]						

- (注) 1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。  
 2 「承諾印」欄は、事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上、押印を依頼すること。  
 3 許可願は、学部又は研究科ごとに別葉とすること。

# 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

## 広島大学研究生規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

### (研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 研究生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

### (受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

### (研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

### (研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

## 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

別記様式(第3条第1項関係)

年　月　日

広島大学長　　殿

ふりがな

氏名　　印

年　月　日生

研究生許可願

貴学研究生として、下記のとおり研究したいので御許可願います。

記

最終卒業学校			
現職			
現在までの研究歴			
研究場所			
研究期間	年　月　日	～	年　月　日(　か月)
指導教員	職名		氏名
研究題目			
備考			

(注) 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

## 広島大学研究生規則歯学部取扱内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、広島大学研究生規則第5条に基づき、歯学部における研究生の研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

### (研究期間の特例)

第2条 研究開始日は隨時とし、研究修了日は研究開始日の属する学期又は学年の末日を原則とする。

第3条 願い出期限は、研究を開始しようとする日の3日前までとする。

### 附則

この内規は、昭和59年4月1日から施行し、同日以後に入学する者から適用する。

# 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

## 広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適當と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適當と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

- 2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。
- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

#### 附 則

改正 平成25年3月12日規則第4号

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

#### 附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

## 広島大学学生表彰規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

### (表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

### (表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

### (公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

### (事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

### (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 広島大学歯学部学生表彰内規

平成 21 年 3 月 19 日

学部長決済

### (目的)

第 1 この内規は、広島大学歯学部学生に意欲的な学生生活を送るための動機付けを与えるとともに、歯学部の一層の活性化を図る一助とするための表彰制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第 2 表彰は、次の各号の一に該当する歯学部の学生個人又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

### (表彰対象者の推薦)

第 3 チューター、顧問教員等は、前条各号の一に該当すると認めるものがあるときは、歯学部長に推薦することができる。

### (表彰候補者の審議)

第 4 歯学部長は、前条の推薦があったときは、歯学部長室会議において審査を行い、歯学部教授会の議を経て表彰者を決定する。

### (表彰の方法)

第 5 表彰は、歯学部長が表彰状及び記念品を授与することにより行う。

### (表彰の時期)

第 6 表彰は、原則として新入生ガイダンスの日又は歯学部学位記授与式の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

### (公表)

第 7 被表彰者は、歯学部内に公表する。

### (事務)

第 8 学生の表彰に関する事務は、学生支援室（歯学部）において処理する。

### (雑則)

第 9 この内規に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

### 附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

# 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

## 広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

### 1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

### 3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

### 4 懲戒の対象として検討する事件事故

#### (1) 懲戒等の目安

① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合

退学又は停学

② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合

停学又は訓告

事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる

③ 場合

訓告

④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合

学部等の指導(学部長厳重注意等)

#### (2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主觀的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

#### (3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

#### (4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招來した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

#### (5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

### 5 懲戒の手続き

#### (1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

#### (2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

## 6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な情況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があつたものと認定できるものとする。

## 7 処分の執行

### (1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

### (2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

### (3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

### (4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に對し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

## 8 懲戒に関する情報の取扱い

### (1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

### (2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

### (3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

## 9 雜則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成26年2月18日 一部改正)

- 1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式(8関係)

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要 ○○○○

懲戒の種類 ○○

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

# 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

## 広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

### 記

- 1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について  
原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。
- 2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について  
指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方によれば、  
もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。  
例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。  
また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。  
次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。  
なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいはず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。
- 3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

#### 4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

#### 附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

#### 附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

# 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

## 広島大学学生生活に関する規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

### (学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### (住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

### (健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

### (学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

### (学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあっては当該学部の長に、他の施設の場合にあっては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
  - (2) 日時及び場所
  - (3) 責任者の氏名
  - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

## 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

### 広島大学学生証取扱細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (交付)

第2条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第3条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

#### (有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあっては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。
- (2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあっては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

#### (提示)

第5条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

#### (取扱い)

第6条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第7条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

#### (再交付)

第8条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

#### (準用)

第9条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施

設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあっては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

#### 附 則(平成23年10月18日一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

別記様式(第2条関係)

(表)

(学章)	広島大学学生証	
	学生番号	
	入学年度	年度
	所属	
(写真)		
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
上記の者は、本学の学生であることを証明する。		
年 月 日		
広島大学長 印		

(裏)

(磁気ストライプの位置)	
1 本証は、本人以外これを使用することはできない。	
2 本証は、常に携帯しなければならない。	
3 本証を紛失・破損等したときは、速やかに発行者に届け出て、再交付を受けること。(有償)	
4 受験の際及び証明書又は割引証等の交付を受けるときは、本証を職員に提示すること。	
5 本証は、本学職員の請求があったときは、いつでもこれを提示すること。	
6 本証は、学籍を離れたとき、又は有効期限が経過したときは、速やかに発行者に返納すること。	
7 本証は、ICチップ破損防止のため、絶対に折り曲げないこと。	
【連絡先】 国立大学法人広島大学 〒739-8514 広島県東広島市鏡山1-7-1 Tel 082-422-7111(代表)	

↑  
5.4 cm  
↓

<----- 8.5cm ----->

# 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

## 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

### (組織)

第3条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1) 本学が実施する広島大学ピア・サポート養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポート」という。)数十人

(2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポートに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人

(3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポート及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポート及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

### (設置場所)

第5条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

### (開室時間)

第6条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

### (事務)

第7条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年5月14日規則第104号)

この規則は、平成22年5月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成22年4月6日から適用する。

# 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

## 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

### (支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

### (支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

- 2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。
- 3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

### (入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

### (試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

# 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

## 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）

### A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

### B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

### C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

#### 【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 \*1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク \*2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 \*1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ \*3、などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ \*4、②口頭 \*5、③テープ録音、④

代筆 \*6, などによる。

- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 \*7などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記 1 に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考しながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的な事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。  
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
  - (1) 点字受験者に対しては一般的試験時間の 1.5 倍
  - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
  - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
  - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のよう配慮をする。
  - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
  - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
  - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
  - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
  - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

- 4 当該学生の身体等の障害に関する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- \* 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の  
1 点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広  
島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼  
する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要  
がある。
- また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とするこ  
とがあつたり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。  
点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせ  
る、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、  
又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等  
に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。
- \* フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディ  
2 スプレイ又は点字ディスプレイによる読み取りが可能な場合に、行いうる方法。ファ  
イル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- \* 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロ  
3 システムがある。
- \* 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手の指でキーを叩く入力の方法以  
4 外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者  
もいる。
- \* 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- \* 代筆者の選定にあたって、上記\*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュ  
ニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- \* 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者  
7 がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたう  
えで、自由に記述させる解答方法もある。

#### D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある  
学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、  
原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点  
字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後  
から4週間前までに申請する)

なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかか  
わらず速やかに申請する。

- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特  
別措置の内容・方法等について協議する。

#### E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容  
の周知徹底を図るために、各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ、アクセシビ  
リティセンター長に文書で報告する。

(注) (平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

(注) (平成 20 年 5 月 14 日 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

# 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

## 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

### (趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

### (証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

### (所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

### (証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

### (取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

### (事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

7

### (準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

8

## 附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### (略)

## 附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

証 明 願

広島大学長 殿

学部(研究科)等  
氏 名

このことについて、下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので、証明願います。

記

- 1 従事した社会貢献活動 (具体的に)
- 2 従事した期間
- 3 その他参考となる事項

上記のとおり推薦しますので、証明書の発行をよろしくお願いします。

年 月 日

(所属する学部、研究科又は専攻科の長)  
広島大学 長 印

備考 証明願の提出に当たっては、可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

学章

第 号

証 明 書

大学印

学部(研究科)等  
氏 名  
生 年 月 日

上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。

従事した社会貢献活動	
従 事 し た 期 間	
そ の 他 特 記 事 項	

年 月 日

広島大学長

印

# 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

## 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

### (実施研究科及び授業科目等)

第3条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

### (履修資格)

第4条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

### (申請手続)

第5条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

### (学部長の推薦)

第6条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書に履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類を添えて、当該授業科目を開設する研究科の長に推薦するものとする。

### (履修の許可)

第7条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

### (履修科目の上限)

第8条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

### (履修科目の取消し・変更)

第9条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第3号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

- 2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・时限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。
- 3 第1項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第10条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第29条及び第30条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第11条 第6条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

- 2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第2項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは、各研究科が定める。
- 3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第12条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

#### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(略)

#### 附 則(平成25年2月6日 一部改正)

- 1 この細則は、平成25年2月6日から施行する。
- 2 この細則による改正後の広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成22年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

(略)

別記様式第1号(第5条関係)

大学院授業科目早期履修申請書

平成 年 月 日

(履修を希望する研究科の長)

広島大学

長 殿

(申請者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科の下記授業科目を履修したいので、御許可願います。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見

教員名

印

本学部所属の上記申請者が、貴研究科の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

(所属学部の長)

広島大学

長

※「氏名」は、必ず申請者本人が自署すること。

※履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類(GPA含む。)を、所属学部の学生支援室で添付します。

※記入された個人情報は、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

別記様式第2号(第7条関係)

大学院授業科目早期履修通知書

(申請者)

所属学部

学生番号

氏 名

上記申請者の〇〇研究科における早期履修について、下記のとおり審査結果を通知する。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	許可・不許可の別	備考

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学 長 印

- (注) 1. 履修が許可された授業科目については、本研究科で履修登録を行います。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合は、必ず履修手続期間中に本研究科の学生支援グループに申し出てください。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、本研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあっては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

別記様式第3号(第9条関係)

大学院授業科目早期履修取消・変更届

平成 年 月 日

(研究科の長)

広島大学 長 殿

(届出者)

所属学部

学生番号

氏 名

貴研究科で早期履修を許可されている下記の授業科目について、履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

取消理由

履修科目の変更をする授業科目 ※履修科目の取消しのみの場合は、記載不要

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	承諾印

- (注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお、届出の際は、大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。
2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り、履修科目の取消しを認めることができます。
3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、履修を許可された研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあっては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお、その場合は、履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン可)により承諾を得てください。
4. 記入された個人情報は、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

# 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

## 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、監査室及び理事室をいう。

### (入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあっては当該部局等の長、他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

### (構内駐車証等の許可申請資格等)

第4条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

- (1) 部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者。ただし、次に該当する者は除く。
  - イ 下見職員宿舎又はがら職員宿舎に居住している者
  - ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。
  - イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生
  - ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者
  - ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (3) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (4) 身体に障害を持つなどの特別の理由がある者
- (5) 所用のため構内を訪れる外来者

- (6) 部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者
- (7) 商用等のため構内を訪れる業者
- (8) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者  
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 構内駐車証等の許可申請が可能な期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号までに該当する者にあっては、毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし、4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第4号から第8号までに該当する者にあっては、随時申請できるものとする。
- 2 構内駐車証等の種類及び許可申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
  - (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
  - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

- 第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。
- 2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
    - (2) 利用者負担金は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
  - 3 前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	利用者負担金
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で、期間が次に掲げるもの	
(1) 1年	7,000円
(2) 半年	3,500円
(3) 1ヶ月	1,000円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 第4条第6号又は第7号に該当する者	500円

4 パスカード再発行(1枚)	500円
----------------	------

- 4 既納の利用者負担金は、返還しない。  
 5 第3項の規定にかかわらず、第4条第8号に該当する者で期間が1週間以内のものは、  
 利用者負担金を免除するものとする。  
 (構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。  
 (ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。  
 (遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第3の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
  - (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチーフター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。  
 (適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する自動車で、一時的に構内に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達自動車
- (4) 路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車
- (5) その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。  
(臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事(財務・総務担当)が定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成24年10月30日 一部改正)  
この細則は、平成24年10月30日から施行する。

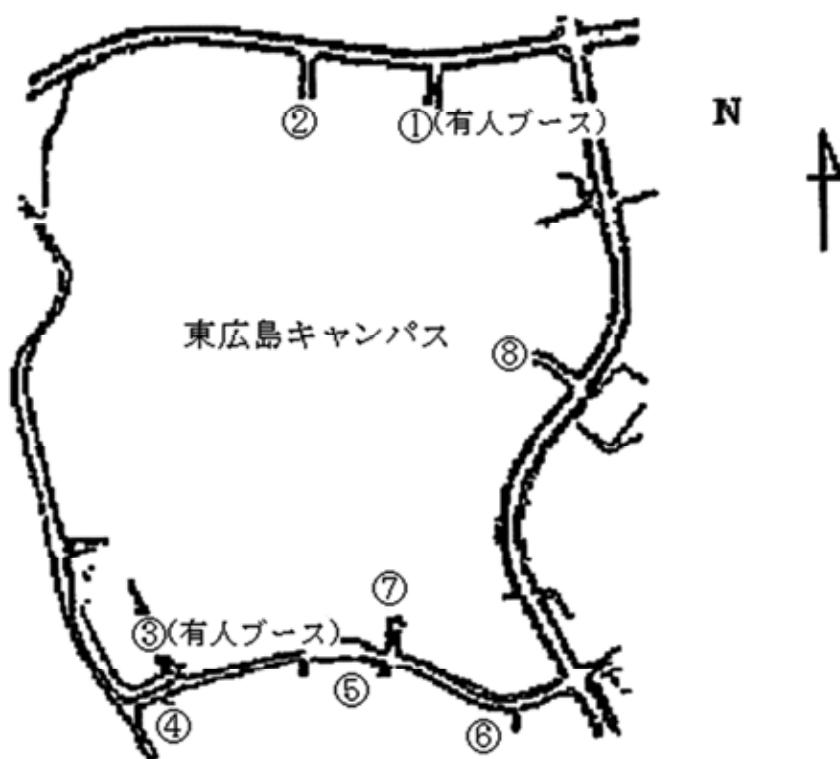
別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証の種類	パスカードの種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付係(以下「受付係」という。)	交付申請書等	財務・総務室管財グループ(以下「管財グループ」という。)	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) ・常時又は一定の期間入構する者	パスカード(別記様式第5号)	理事(財務・総務担当)が定める日～4月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事(財務・総務担当)が定める様式	・各部局等から送付されてきた交付申請書により、構内駐車証等を発行する。 ・利用者負担金の振込納付を確認後構内駐車証等を各部局等へ送付(各部局等は申請者に交付)	
				学生 (第4条第2号に該当する者)		理事(財務・総務担当)が定める様式		
				事業所の職員 (第4条第3号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)		
	4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ受付	随時	職員 学生 事業所の職員	同上	同上	同上	受付する場合は、管財グループから各部局等へ通知する。	
				職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事(財務・総務担当)が定める様式		
			外来者 (第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室	構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号)	・各部局等から送付されてきた貸与申請書により、構内駐車証等を発行する。 ・構内駐車証等を各部局等へ送付(各部局等は申請者に貸与)		
			委託業務の従事者 業者 (第4条第6号又は第7号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)			

構内駐車証 (別記様式 第3号) ・一定期間 (1週間以 内)入構 する者	職員 学生 (第4条第8 号に該当 する者)	所属部局等の 支援室	理事(財 務・総務担 当)が定め る様式 交付申請理 由書(様式 自由)	・各部局等へ短 期貸出用の構 内駐車証等を 管財グループ から配布 ・受付係等で構 内駐車証等を 貸与する	貸出期間 は、1週間を 限度とす る。
構内駐車証 (別記様式 第3号) ・一定期間 (1週間を 超えて) 入構する 者			理事(財 務・総務担 当)が定め る様式 交付申請理 由書(様式 自由)	・各部局等から 送付されてき た交付申請書 により、構内 駐車証等を発 行する。 ・利用者負担金 の振込納付を 確認後構内駐 車証等を各部 局等へ送付 (各部局等は 申請者に交 付)	駐車場に余 裕がある場 合のみ受付
臨時構内駐 車証(別記 様式第4号) ・臨時に入 構する者	職員 学生 外来者	第1ゲート及び 第3ゲート			
	構内駐車証等 を紛失した時	構内駐車 証等の交 付又は貸 与を受け た者	当初交付又は 貸与を受けた 際の受付係	紛失届 (別記様 式第6号)	・各受付係から 送付されてき た紛失届によ り、構内駐車 証等を再発行 する。 ・構内駐車証等 を各受付係へ 送付(各受付 係は申請者に 交付又は貸 与) ・ただし、パス カードを再発 行する場合 は、利用者負 担金の納付を 確認後構内駐 車証等を各受 付係へ送付 (各受付係は 申請者に交付 又は貸与)

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、パスカードを所持していない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18：00以降ゲート1(18：00～6：00)又はゲート3(18：00～21：00)を利用することができる。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6：00～21：00)の規制は行わない。

参考

- 春季休業 (4月1日～4月8日)
- 夏季休業 (8月1日～9月30日)
- 冬季休業 (12月24日～1月7日)
- 学年末休業 (2月12日～3月31日)

別紙第3 指導及び取締り等(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間：  
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・車両を動かせないように固定しております。
- ・固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあっては指導教員又はチーフター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日、土曜日及び祝日を除き、8時から17時までに交通指導員の詰所(下記参照)へ出頭してください。
- ・出頭しないで車両を動かしたために生じた損害については、広島大学は責任を負いません。

詰 所

工 学 部 東地区エネルギーセンター(東体育館前)2階  
総合科学部 警備員室  
理 学 部 警備員室  
教育学部 警備員室

固定解除承諾願

運転者氏名

車両番号

以後、「広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署 名

印

# 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

## 広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東千田地区支援室をいう。

(入構制限)

第3条 構内に車両により入構しようとする者は、入構の許可を受け、自動車にあっては構内駐車証及びパスカードを、二輪車にあっては構内駐輪証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあっては当該部局等の長、その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

(構内駐車証及びパスカードの許可申請資格等)

第4条 前条第 1 項に定める構内駐車証及びパスカードの許可申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 構内の部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者

(2) 構内の部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結し、かつ、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者

(3) 放送大学広島学習センターの職員

(4) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(5) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証及びパスカードの許可申請期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第 1 号から第 4 号までに該当する者にあっては、毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までとし、5 月 1 日以降は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第 5 号に該当する者にあっては、随時申請できるものとする。

2 構内駐輪証は、随時申請できるものとする。

3 構内駐車証等の様式及び許可申請手続の方法等は、別紙第 1 のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、警備員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。
- (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に自動車により入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務は、外部委託するものとする。

2 前項に定める車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

3 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
- (2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

4 利用者の負担金については、次に掲げる者にあっては、これを免除することができる。

- (1) 第4条第5号に該当する者
- (2) 二輪車により入構する者

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期間)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、警備員に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこととし、構内駐輪証については、車体の目につきやすい所にはること。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
  - (5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
- (指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事(財務・総務担当)が指定する者(以下「警備員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、第10条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を探ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
  - (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を探った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

- (1) 清掃車
- (2) 消防車等の緊急自動車
- (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
- (4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第15条 構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

- 2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
- (臨時の規制)

第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成23年3月31日 一部改正)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

## 別紙第1(第5条第3項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	利用者団体(駐車場整理委員会)	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第4号) バスカード(別記様式第7号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月30日	職員 (第4条第1号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東千田地区支援室から送付されてきた交付申請書により、駐車証等を発行する。</li> <li>利用者負担金の納付を確認後、駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に交付)</li> </ul>	
	学生 (第4条第2号に該当する者)						
	放送大学等の職員 事業所の職員 (第4条第3号又は第4号に該当する者)						
	・5月1日以降は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	同上	同上	受付する場合は、東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。
	隨時	職員 学生 (第4条第5号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等貸与申請書(別記様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東千田地区支援室から送付されてきた貸与申請書により、駐車証等を発行する。</li> <li>駐車証等を東千田地区支援室へ送付(東千田地区支援室は申請者に貸与)</li> </ul>		

二輪車	構内駐輪証(別記様式第6号)	隨時	職員 学生 その他	東千田地区支援室	構内駐輪証交付申請書(別記様式第3号)	
-----	----------------	----	-----------------	----------	---------------------	--

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
自動車	臨時構内駐車証(別記様式第5号) ・臨時に入構する者	隨時	職員 学生 外来者	警備員室 東千田地区支援室	入構時に発券された駐車券(別記様式第8号)を東千田地区支援室に持参し、認証を得ること。

別紙第2 指導及び取締り等(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 時間 :  
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、身障者用の駐車場です。
5. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かせないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

---

固定解除承諾願

平成 年 月 日

運転者氏名 \_\_\_\_\_

住所・連絡先 \_\_\_\_\_

車両番号 \_\_\_\_\_

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

---

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

# 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

## 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

- 2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。
- 3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。
- 4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。
  - (1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
  - (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

- 第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
  - 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
  - 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
  - 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
  - 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

- 第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

- 第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

- 第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。
- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てができるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成17年1月18日規則第2号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

# 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

## I 学部学生の学業に関する評価について

### 1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

#### (1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

#### (2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき、到達度の評価は、「非常に優れている」、「優れている」、「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

### 2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。  
(2) 各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。  
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

## II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い、その評価は、次のいずれかによるものとする。

1. 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。
- 5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～

79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

### III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

### IV 適用について

1. この取扱いは、平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日 一部改正）

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

# 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

## 1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

## 2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

## 第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

## 第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じができるものとする。

# 広島大学霞地区体育館使用細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学霞地区体育館及び広島大学霞地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学霞地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

## (用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 霞地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 霞地区に所在する部局の学生及び職員のスポーツ活動
- (3) 医学部長が適当と認めた行事等

## (使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

## (使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用する3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

## (使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止するときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

## (遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や張り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするとともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認めた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

附 則

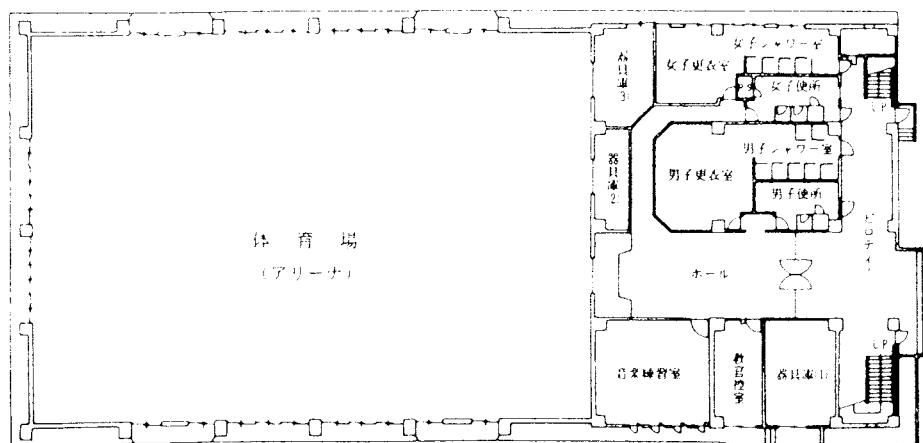
この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

〈霞体育馆平面図〉

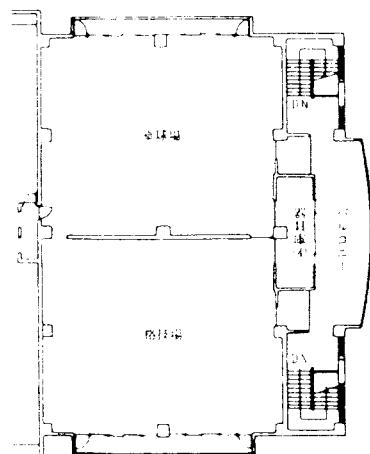
鉄筋コンクリート造、1部4階建

昭和58年5月7日開館

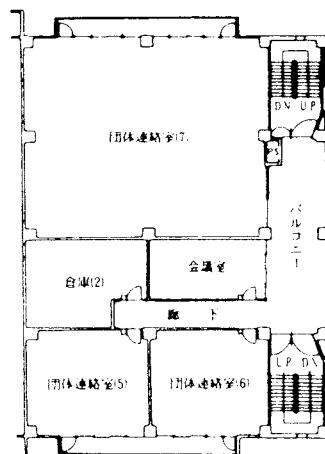
1階



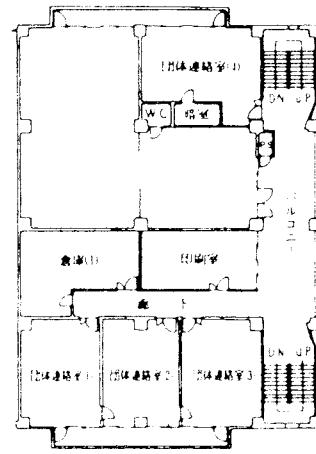
4階



3階



2階



(面積)

(単位 m<sup>2</sup>)

区分	1階	2階	3階	4階	合計
体育場	814				814
音楽練習室	49				49
格技室				179	179
卓球場				186	186
団体連絡室(7室)		138	284		422
器具庫・倉庫(6室)	92	34	34	16	176
会議室			27		27
印刷室		27			27
その他	250.23	208.11	62.11	41.10	561.55
計	1,205.23	407.11	407.11	422.10	2,441.55

# 広島大学歯学部学生自治会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は広島大学歯学部学生自治会と称する。
- 第2条 本会は学生精神に則り、学生生活の向上と自治精神の昂揚を目的とする。
- 第3条 本会は、歯学部の全学生を正会員、歯学進学課程の全学生を準会員とし、別に卒業生を会友とする。
- 第4条 本会会員は第2条の目的達成のために、本会運営に積極的に協力する権利と義務を有する。
- 第5条 本会は、顧問を置くことができる。
- 第6条 本会則に定めるものほか必要な事項は細則に定める。

## 第2章 組織及び運営

- 第7条 本会は次の機関を設ける。

1. 学生大会
2. 自治委員会
3. クラス会
4. 執行委員会
5. 運動文化運営委員会
6. 専門委員会

- 第8条 各委員の任期は原則として、1年間とする。ただし、再選を妨げない。

- 第9条 すべての委員は正当な理由に基づき、辞任することができる。その決定は各々の選出母体でこれをを行う。

### 第1節 学 生 大 会

- 第10条 学生大会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成される。

- 第11条 学生大会は執行委員長により、次の場合召集される。

1. 定例学生大会（年1回）
2. 自治委員会が必要と認めたとき
3. 正会員の3分の1以上の要求がある場合

- 第12条 学生大会は正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席人員の過半数をもって議決する。

- 第13条 次の事項は学生大会で議決されなければならない。ただし、学生大会で、クラス会に委任された事項はこの限りでない。

1. 基本運営方針
2. 会則の改正
3. 会計予算並びに決算の承認
4. 臨時会費徴収

- 第14条 学生大会における議長団3名は学生大会において開催のつど選出する。

### 第2節 自 治 委 員 会

- 第15条 本委員会は学生大会につぐ、常置議決機関である。

- 第16条 本委員会はクラス会より選出された自治委員4名計16名をもって構成される。

- 第17条 本委員会は、次の議長団を選出する。

1. 議 長（1名）

2. 副議長（1名）

3. 書記（1名）

第18条 本委員会は議長が召集し、次の場合に開かなければならぬ。

1. 自治委員の2分の1以上の要求がある場合

2. 他委員会が必要と認めた場合

3. クラス会の要請がある場合

第19条 本委員会は自治委員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。

第20条 本委員会より執行委員4名と会計監査委員2名を選出する。ただし、執行委員の選出されたクラスにおいては自治委員を再度選出しなければならない。

### 第3節 クラス会

第21条 クラス会はクラス員をもって構成され、クラス委員を選出する。

第22条 クラス会はクラス員により次の場合召集される。

1. クラス委員が必要と認めた場合

2. クラス委員の3分の1以上の要請がある場合

3. 自治委員会の要請がある場合

第23条 クラス会は3分の2以上の出席をもって成立し、過半数をもって議決する。

第24条 クラス会は学生大会で委任された事項を議決することができる。

但し4クラスの議決が可否同数の場合は4クラス員の投票数の過半数をもって決定する。

### 第4節 執行委員会

第25条 本委員会は本会の最高執行機関であり、本会運営の基本方針を協議遂行する。

第26条 執行委員長は自治委員会より選出された執行委員4名の互選による。

第27条 本委員会は自治委員会から選出された4名、執行委員長指名による2名、計6名の執行委員をもって構成される。ただし、執行委員長指名による執行委員は、自治委員会の承認を必要とする。

第28条 本委員会は執行委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第29条 本委員会は必要に応じて自治委員会の承認の上専門委員会をもうけることができる。

### 第5節 運動文化運営委員会

第30条 本委員会は運動部会、文化部会の各代表3名に執行委員1名計7名からなる。

第31条 本委員会は自治委員より提出された予算から各部に対する配分額を決定する。

第32条 運動部会、文化部会は各部の代表からなり、部を設け運営する。

第33条 本委員会は初めに各部の部員名簿、年間行事計画予算案決算書を執行委員会に提出しなければならない。

第34条 各部の新設廃止は本委員会の承認のうえ、自治委員会の議決を必要とする。

### 第6節 専門委員会

第35条 本委員会は執行委員会より提出された事項を協議遂行する。

第36条 本委員会は執行委員会が指名し自治委員会の承認を必要とする。

### 第3章 会 計

第37条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他をもってこれに当てる。

第38条 正会員は入学と同時に入会金4,000円、会費6年額21,000円、計25,000円納付しなければならない。ただし、特別の事情があるものは自治委員会で協議の上、考慮することができる。

第39条 臨時会費は学生大会の議決により徴収することができる。

第40条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第41条 会計報告は定例学生大会において正会員に対して行われる。

第42条 会計監査は会計監査委員が行い、正会員に対して報告しなければならない。

#### 附 則

第43条 本会会則は、昭和42年7月1日より施行する。

第44条 昭和44年度までは、次の各条に関して別に定める。

第45条 この会則は昭和54年6月28日より施行し、昭和54年4月1日より適用する。